

議 事 日 程 (第 3 号)

令和5年5月31日(水曜日) 午後2時19分 開議(本会議)

- 日程第 1 ※補正予算審査特別委員会
議第46号 令和5年度遊佐町一般会計補正予算(第2号)
※条例案件の審議及び採決
- 日程第 2 議第47号 遊佐町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議第48号 遊佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議第49号 遊佐町西浜コテージ村の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 ※補正予算審査結果報告及び採決
※事件案件の審議及び採決
- 日程第 6 議第50号 令和5年度橋梁長寿命化修繕計画事業広畑橋架替に伴う道路改良工事請負契約の締結について
- 日程第 7 議第51号 遊佐町ゼロカーボンシティ宣言の同意について
※報告案件
- 日程第 8 報第 1号 鳥海山麓臂曲地区岩石採取に係る調査特別委員会調査結果報告
- 日程第 9 報第 2号 議会の情報通信活性化に関する調査特別委員会調査結果報告
- 日程第10 報第 3号 遊佐パーキングエリアタウン整備に係る調査特別委員会調査結果報告
- 日程第11 報第 4号 遊佐町沖洋上風力発電事業計画に係る調査等特別委員会調査結果報告

☆

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 ※補正予算審査特別委員会
議第46号 令和5年度遊佐町一般会計補正予算(第2号)
※条例案件の審議及び採決
- 日程第 2 議第47号 遊佐町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議第48号 遊佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議第49号 遊佐町西浜コテージ村の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 ※補正予算審査結果報告及び採決
※事件案件の審議及び採決
- 日程第 6 議第50号 令和5年度橋梁長寿命化修繕計画事業広畑橋架替に伴う道路改良工事請負契約

の締結について

日程第 7 議第 5 1 号 遊佐町ゼロカーボンシティ宣言の同意について

※報告案件

日程第 8 報第 1 号 鳥海山麓臂曲地区岩石採取に係る調査特別委員会調査結果報告

日程第 9 報第 2 号 議会の情報通信活性化に関する調査特別委員会調査結果報告

日程第 10 報第 3 号 遊佐パーキングエリアタウン整備に係る調査特別委員会調査結果報告

日程第 11 報第 4 号 遊佐町沖洋上風力発電事業計画に係る調査等特別委員会調査結果報告

※発議案件の審議及び採決

日程第 12 発議第 2 号 臂曲地区採石地の早期の緑化指導を求める要望書の提出について

日程第 13 発議第 3 号 遊佐町沖洋上風力発電事業への情報の提示を求める要望書の提出について

☆

出 欠 席 議 員 氏 名

応招議員 12名

出席議員 12名

| | | | | | | | | | | | | |
|------|---|---|---|---|---|------|------|---|---|---|---|---|
| 1 番 | 本 | 間 | 知 | 広 | 君 | 2 番 | 那 | 須 | 正 | 幸 | 君 | |
| 3 番 | 佐 | 藤 | 俊 | 太 | 郎 | 君 | 4 番 | 佐 | 藤 | 光 | 保 | 君 |
| 5 番 | 齋 | 藤 | | 武 | 君 | 6 番 | 松 | 永 | 裕 | 美 | 君 | |
| 7 番 | 菅 | 原 | 和 | 幸 | 君 | 8 番 | 赤 | 塚 | 英 | 一 | 君 | |
| 9 番 | 阿 | 部 | 満 | 吉 | 君 | 10 番 | 高 | 橋 | 冠 | 治 | 君 | |
| 11 番 | 齋 | 藤 | 弥 | 志 | 夫 | 君 | 12 番 | 土 | 門 | 治 | 明 | 君 |

欠席議員 なし

☆

説明のため出席した者職氏名

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|---|---|---|----|---|---|---------|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 町 | 長 | 時 | 田 | 博 | 機 | 君 | 副 | 町 | 長 | 池 | 田 | 与 | 四 | 也 | 君 |
| 総務課長 | | 池 | 田 | | 久 | 君 | 企画課長 | | | 渡 | 会 | 和 | 裕 | | 君 |
| 産業課長兼 | | 館 | 内 | ひろ | み | 君 | 地域生活課長兼 | | | 太 | 田 | 智 | 光 | | 君 |
| 健康福祉課長 | | 渡 | 部 | 智 | 恵 | 君 | 市民課長兼 | | | 伊 | 藤 | 治 | 樹 | | 君 |
| 教育課長 | | 土 | 門 | | 敦 | 君 | 選挙管理委員 | | | 鳥 | 海 | 広 | 行 | | 君 |
| 農業委員会 | | 伊 | 原 | ひと | み | 君 | | | | 石 | 垣 | ヒ | ロ | 子 | 君 |

代 理 委 員 長

代表監査委員 本 間 康 弘 君

☆

出席した事務局職員

事務局長 土 門 良 則 議事係長 船 越 早 苗 主 査 佐 藤 明 子

☆

本 会 議

議 長（土門治明君） 延会前に引き続き本会議を開きます。

（午後2時19分）

議 長（土門治明君） ただいまの議員の出席状況は、全員出席しております。

なお、説明員としては、農業委員会、佐藤充会長が所用により欠席、伊原ひとみ会長代理が出席、その他町長以下全員出席しておりますので、報告いたします。

上衣は自由にしてください。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

次に、条例案件の審議及び採決を行います。

日程第2、議第47号 遊佐町税条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議 長（土門治明君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第47号 遊佐町税条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議 長（土門治明君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第3、議第48号 遊佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

4番、佐藤光保議員。

4番（佐藤光保君） 今回の要するに税率の引上げになるわけですが、このことによってどれくらいの

金額になるのかと、引き上げられる幅というか、全体が。その辺をお尋ねしたいというふうに思います。

議長（土門治明君） 伊藤町民課長兼会計管理者。

町民課長兼会計管理者（伊藤治樹君） お答えします。

今回国民健康保険税の所得割の税率、それから均等割額、世帯の平等割を引き上げたことによって、令和5年度、1世帯当たりの保険料なのですけれども、令和4年度に比べて、これ平均なのですけれども、令和4年度が16万901円、それから5年度が17万2,649円ということで、年額で1万1,748円ほどの引上げというふうになっております。

以上です。

議長（土門治明君） 4番、佐藤光保議員。

4番（佐藤光保君） ただいまのお話を会計全体で見たときに、被保険者の負担分というのはどれくらいに引き上がるわけですか。

議長（土門治明君） 伊藤町民課長兼会計管理者。

町民課長兼会計管理者（伊藤治樹君） お答えします。

調定額がございまして、それに収納の見込みのパーセントを掛けまして、令和4年度については2億6,471万4,434円、令和5年度については2億8,708万6,466円ということで、年額で2,237万2,032円の増というふうになっております。

議長（土門治明君） 4番、佐藤光保議員。

4番（佐藤光保君） 今の金額が要するに被保険者が今度の税率の引上げによって全体として増えて、多く支払うことになる金額なわけですね。

議長（土門治明君） 伊藤町民課長兼会計管理者。

町民課長兼会計管理者（伊藤治樹君） 議員おっしゃるとおりです。ただ、国保事業の健全化という観点で今回この引上げをしたわけなのですけれども、国保の特別会計の予算額も令和4年度から増額しておりますので、収納見込額についてはその予算の13万8,466円、この分しか増額、増にはなっていない状況でございます。つまり何を言いたいかといいますと、国保税の予算額ありまして、それにどのぐらいの収納を見込めるかということになりますけれども、調定額がありまして、それに収納の実績を何%入るかというのを掛けまして、それが予算に対してどのぐらいの割合かということで今回調整したわけなのですけれども、例年ですと調定額に対して例えば実績で97%の収納見込額があったとしても、そこは据置きでずっと94%で計算しておりましたが、今回については直近の97%の収納の見込額を採用しております。なので、全体、年額ではかなりの増となるわけなのですけれども、事業費に対しては割り返してもらうと100%ということになっております。

以上です。

議長（土門治明君） これにて4番、佐藤光保議員の質疑を終了いたします。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

4 番、佐藤光保委員。賛成討論ですか、反対討論ですか。

4 番（佐藤光保君） 反対討論です。

議長（土門治明君） ほかにございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） それでは、ないようですので、4 番、佐藤光保議員、反対討論をお願いします。壇上にてお願いします。

4 番（佐藤光保君） 日本共産党の佐藤光保です。この条例案は、率は0.6ポイントと大変小さいあれですが、確実にやはり町民の負担増となる内容になります。それで、私はこれについて問題というか、このあれに反対する一つの理由は、今国全体で軍拡とか少子化対策とか、そういうあれで社会保障費の削減、中でも社会保険料率の見直しと、見直しというのは要するに負担増です。それがあらゆる分野で言われ始めております。どうも今回のこの条例が、大変規模としては大きいと言えませんが、アリの一穴とならないように願う気持ちも含めて、この条例案に反対をすると、引上げ案に反対をするということでもあります。以上です。

議長（土門治明君） 以上で討論を終了いたします。

これより議第48号 遊佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（土門治明君） 挙手多数です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第4、議第49号 遊佐町西浜コテージ村の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

5 番、齋藤武議員。

5 番（齋藤 武君） 議案書によりますと、現状の別表第1の備考中に「ゴールデンウイークの期間、」というのを加えて、そしてまた指定管理者は町長の承認を得て別に定める期間を繁忙期として定めることができるというふうに改めるということ、それから金額的な部分を変更するという話であります。お聞きしたいのが、これはささいなことといえささいなことであるかもしれませんが、ゴールデンウイークというところなのです。大体ゴールデンウイークというのはいつからいつまでというのはおおむね国民的な合意はあると思うのですけれども、やや抽象的な部分があって、別表の備考欄ほかのところ、年末年始については12月28から1月3日というふうに明記されている中で、ゴールデンウイークというやや抽象的な部分があるということ。そして、ゴールデンウイークという言葉はもともとは商業用語でして、NHKは使用を避けているということもあります。ほかの自治体の条例を見てみると、使っているところもあるようですので、必ずしも使ってはいけないという言葉ではないと思うのですが、そこら辺の検討をされた上でゴールデンウイークという書き方にしたのかどうかをちょっと確認をしたいと思います。もう一回繰り返しますけれども、ゴールデンウイークという言葉を使ったというニュアンスは、その言葉が適切だった

かという判断ということと、その適切だという意味合いとしては行政用語として使うことが適切だということかどうかということと、日にちの指定においてやや確定的ではない部分があるので、ひょっとしたら人によって取りようが若干異なってくる可能性があるのではないかと。そこら辺も踏まえてゴールデンウィークでいこうというような条例案にしているのかどうか、その2つを踏まえて見解をいただきたいと思います。

議長（土門治明君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えをさせていただきます。

今回の西浜コテージ村の設置及び管理に関する条例の一部を改正ということで提案をさせていただきました。お尋ねありましたゴールデンウィークの件でございますけれども、私も定義的にどうなのかなというところもありましたものですから、自分なりに調べたりしたところではありますけれども、一般的にゴールデンウィークがいつからいつまでなのかということになりますと、4月の29日、昭和の日から5月5日のこどもの日までが一般的な皆様の認識なのではないかなというふうに思っておりますし、それに加えて土曜日ですとか日曜日、振替休日、そういったものも含めてゴールデンウィークというふうに考えていいのではないかとということでございます。ちなみに、今年のゴールデンウィークということで確認をしてみましたところですが、4月の29日が土曜日でございました。30日が日曜日、5月1日月曜日、2日火曜日、3日の水曜日が憲法記念日です。4日が木曜日でありましたが、みどりの日、5日が金曜日でこどもの日ということでございましたし、その後の6日、7日が土日ということでありましたので、今年を例にとれば4月29日から5月の7日の日曜日まで、9日間がゴールデンウィークに当たるのかなというふうに思っておるところでございます。この文言を使った経過となりますけれども、やはり一般的に認識されているといましようか、使われている言葉ということもありましたものですから、まずゴールデンウィークということ明記させていただいたということでございます。運用につきましては、当然お客様の認識がこちらとずれないような形で周知等もしていく必要があるかなというふうには思っておるところでございます。

以上です。

議長（土門治明君） 5番、齋藤武議員。

5番（齋藤 武君） 今課長答弁でありました最後のところ、お客様が混乱を来さない。あと、当然その受付スタッフも大変な思いをしないように、ぜひそこは実際の運用において気を配っていただきたいと思えます。

恐らく今回加えられる予定である「。また、指定管理者は、町長の承認を得て、別に期間を定めることができるものとする。」というのは、わざわざ今回加わったということは、例えば私が思うにツーデーマーチの期間だとか、そういうのが想定されるわけでありましてけれども、これはこれでおお客様にとってはより分かりにくいですので、もしこれを該当させるようなことがあるのであれば、この文言を繁忙期として該当させるようなことがあるのであれば、なお一層の注意が必要かなというふうに思うところであります。

以上で質疑を終わります。

議長（土門治明君） これにて5番、齋藤武議員の質疑を終了いたします。

3 番、佐藤俊太郎議員。

3 番（佐藤俊太郎君） 別表第2、1,650円を3,300円に改めるということですが、これは何かの根拠、何々だから1,650円を3,300円に改める、何か根拠があるのでしょうか。質問いたします。

議長（土門治明君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えいたします。

今回の改正の理由ということになりますけれども、遊佐町の当施設のキャンプ場において貸出しをしておりますテントの使用料でございますが、他市町村の同規模キャンプ場の同程度のテントの使用料と比較いたしますと、かなり現状では低い単価設定となっているという認識でございます。利用されるお客様皆様にとりましては、安価で使用できる魅力的な価格設定ではございますけれども、テントの設置ですとか撤去ですとか清掃など、そういった労務に対する費用を賄える額ではなくなっているという認識でございます。現在は、施設管理者によりますサービスによるところが大きくなっております。この状態を維持することは、施設管理者側でも不可能であるというふうに考えられますので、これを維持した結果、利用者へのサービス低下にもつながるおそれがあるのではということをお慮しております。そういったこともございまして、同規模で同程度のテントを有する他のキャンプ場での使用料を参考とさせていただきまして、適切な管理運営が実施できる使用料へ改正をさせていただきたいというものでございます。近隣の施設の料金、こちらでも調べさせていただいておりますけれども、隣といたしまして、酒田市さんの鳥海高原家族旅行村さん、こちらのほうの貸しテントは3,300円という設定となっております。こちら合わせたわけではございませんけれども、いろいろ検討を重ねたところ、現状では1,650円の規定ではございますが、3,300円という規定に変更させていただきたいというものでございます。

以上です。

議長（土門治明君） 3 番、佐藤俊太郎議員。

3 番（佐藤俊太郎君） そうしますと、このテントというのは貸しテントということであり、自前で持ってきてその中に張った場合には、この金額は発生をしないという理解でよろしいですか。

議長（土門治明君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えいたします。

今のお話にありましたとおり、貸しテントの料金設定でございますので、ご自身でテントをお持ちになって張った場合の料金ということではないということになります。

議長（土門治明君） これにて3 番、佐藤俊太郎議員の質疑を終了いたします。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第49号 遊佐町西浜コテージ村の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第5、補正予算審査結果の報告及び採決に入ります。

さきに補正予算審査特別委員会に付託し、審査をお願いしておりました議第46号 令和5年度遊佐町一般会計補正予算(第2号)について、補正予算審査特別委員会、齋藤武委員長より審査の結果について報告を求めます。

補正予算審査特別委員会、齋藤武委員長、登壇願います。

補正予算審査特別委員会委員長(齋藤 武君)

令和5年5月31日

遊佐町議会

議長 土門 治明 殿

補正予算審査特別委員会

委員長 齋藤 武

審 査 結 果 報 告 書

令和5年5月30日、定例本会議において、本特別委員会に付託された下記事件につき、審査の結果を次のとおり報告します。

記

1. 審査を付託された事件

議第46号 令和5年度遊佐町一般会計補正予算(第2号)

2. 審査の結果及び意見

令和5年度遊佐町一般会計補正予算について慎重に審査した結果、いずれも適正なものと認め、原案の通り決定すべきであると意見の一致をみた。

3. 審査の記録

委員会条例第27条に規定する本特別委員会の記録は、別途整理のうえ提出する。

議長(土門治明君) 以上で委員長報告を終わります。

お諮りいたします。ただいま一般会計補正予算1件について委員長報告が行われましたが、委員長報告に対する質疑を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長(土門治明君) ご異議なしと認めます。

それでは、議第46号 令和5年度遊佐町一般会計補正予算(第2号)について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

それでは、議第46号 令和5年度遊佐町一般会計補正予算(第2号)についての件を採決いたします。

可否について、挙手しない者は否とみなします。

お諮りいたします。補正予算審査特別委員会委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、事件案件の審議及び採決を行います。

日程第6、議第50号 令和5年度橋梁長寿命化修繕計画事業広畑橋架替に伴う道路改良工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

9番、阿部満吉議員。

9番(阿部満吉君) 今上程されました契約金額に対しまして、この入札率というのはどのようなものかということと、この広畑橋は大分工期も、予算も追加予算あったり、大変だったと思います。これで総額幾らまでかかったのか、今手元にあればお願いいたします。

議長(土門治明君) 太田地域生活課長。

地域生活課長(太田智光君) お答えします。

入札率というところでしたが、率まで計算はしておりませんが、設計金額8,223万円に対して8,200万円、税抜であります。そちらで落札ということになります。

これまでの総額については今手元に資料ございませんので、後ほど回答させていただきます。

議長(土門治明君) 9番、阿部満吉議員。

9番(阿部満吉君) 前回の補正予算のときにもお話ししましたけれども、なかなかほかの市町では追加予算というのはいり得ないということでもありますので、この日程、この金額で広畑橋が完成することを祈念して、私質問終わります。

議長(土門治明君) これにて9番、阿部満吉議員の質疑を終了いたします。

ほかにごございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第50号 令和5年度橋梁長寿命化修繕計画事業広畑橋架替に伴う道路改良工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第7、議第51号 遊佐町ゼロカーボンシティ宣言の同意についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

10番、高橋冠治議員。

10番（高橋冠治君） これは、ゼロカーボンシティ宣言の同意についてということであります。委員会でも説明願いました。話に聞けば、県内の35市町村の中で20自治体は既に宣言をしているということでありまして、遊佐町としてはもっと早くできなかったのかと、逆に言うと。なぜかという、やはりソーラ一発電を含め、風車を含め、県内では遊佐町は先行してこのカーボンニュートラルといいますが、その事業を導入してきました。まずは、このタイミングというのは、誰が答弁するのか知りませんが、タイミングとしてはもっと早くできなかったのか、それとも今のタイミングがちょうどなのか、その辺伺います。

議長（土門治明君） 太田地域生活課長。

地域生活課長（太田智光君） お答えいたします。

ゼロカーボンシティ宣言、今議員おっしゃられたとおり、県内では20市町村、県も含めて、県以外で20市町村表明済みという状況であります。しかしながら、表明した自治体の中では地域として宣言はしたものの、では何を具体的に組み組めばいいのかというところで悩まれている、実際何も進んでいないという自治体も、山形県内のみならず、全国多々あるというふうに聞いておりました。本町の計画で当初の計画では今年度末、令和5年度末にカーボンニュートラル、ゼロカーボンシティ宣言をする予定を当初しておりました。といいますのは今年度、令和5年度、エネルギー基本計画の改定を行うというところがございます。そのタイミングで当初は令和5年度末の宣言ということを用意していたところがございますが、現状の状況として地域脱炭素移行・再エネ推進交付金という国の補助金もございますが、そういう補助金の活用、今現在遊楽里、あぼん西浜等の改修計画の中で、そういう補助金の活用も今視野に入れて検討しているというところがございます。さらに、今年度のエネルギー基本計画の改定の中で地産地消、エネルギー協議会というものも今設立というところで動き出し始めているという状況。さらには先日の法定協議会で意見の取りまとめが終わりました遊佐町沖の洋上風力発電事業も進んでいるというような、脱炭素に向けた様々な取組が進行していると、そういう状況がございます。さらに、いろんな国の、これから環境省の補助事業の採択を受ける中で、ゼロカーボンシティ宣言というものが採択要件であったり、有利に補助を受けられるという状況がございましたので、今回この議会においての宣言ということにさせてもらったところでもあります。

以上です。

議長（土門治明君） 10番、高橋冠治議員。

10番（高橋冠治君） 今諸般の事情を聞きました。その中で気になったのが脱炭素という話であります。脱炭素というのは一切出さないという意味であると。カーボンシティというのは、ゼロというのは、排出しただけのものを自然界の中に取り入れてプラ・マイ・ゼロにすればいいという考え方でありまして、まずは町はそのような考え方で動く。脱炭素とすると一切出しては悪いというふうになるので、そこは我々生きている限り無理というふうには私は思っておりますので、それをうまく、せっかく宣言するのでありますので、そっちに重点を置きながらやっていただきたい。

最後に、この同意というのが、町がゼロカーボンシティ宣言の同意について、その宣言することに議会が同意するというところで、議会が一緒に同意するという意味合いでは若干違うのだと私は思っておりま

す。議会の同意だと、議員必携なんか見てみますとやっぱり人事がよく同意に当たりますが、なかなかその同意というのは、議会の同意を求めるというのは、ちょっと調べたところ、30年前に暴走族を排除する宣言というのが宣言されておりますが、それが同意されたという話であります、それ以来宣言、近いところでは生活クラブ、それからJA庄内みどり町との3者で共同宣言というものを宣言しておりますが、そのときは議会には同意というものはなかったのですが、これって今この議会の同意を求めるというのはどういう意味があるのか伺いたい。

議長（土門治明君） 太田地域生活課長。

地域生活課長（太田智光君） お答えいたします。

本来ゼロカーボンシティ宣言ですけれども、他自治体の状況、細かくは調べておりませんが、特に議会での同意を得なくても宣言はできるものでございます。しかしながら、町側、こちらの検討としましては、今議員もおっしゃられた、これまでの町のいろんな〇〇宣言というものがございますが、そのようなときも議会の同意を得たというところもございまして、今回のゼロカーボンシティ宣言におきましても、今回提案する今の、先ほど申し上げました理由、時期、そういうものもありますので、議会のほうに同意を求めるという形を取らせていただいたということでもあります。

以上です。

議長（土門治明君） 10番、高橋冠治議員。

10番（高橋冠治君） そういうタイミングであるなら承知いたしました。まずは議会も同意するというところで歩調を合わせるということになります、議会は議会、それから町は町として、やはりお互いにそこは執行の立場とチェック機能の議会という立場の中で一緒にやってきた、そんなふうにして私の質疑は終わります。

議長（土門治明君） これにて10番、高橋冠治議員の質疑を終了いたします。

太田地域生活課長。

地域生活課長（太田智光君） 申し訳ありません。先ほど9番議員の質問の中で広畑橋のこれまでの総工事費について答弁保留しておりましたので、お答えします。

来年度以降、旧橋の撤去ということもございまして、そこは現在加味しておりませんが、これまでで約5億8,000万円ほど工事費かけているというような状況でございます。

以上です。

議長（土門治明君） 5番、齋藤武議員。

5番（齋藤武君） 今の10番議員からありました、議会の決議が必要なのかという話です。地域生活課長より答弁ありましたとおり、全国的に見ると議会の決議がなくても首長が宣言して、それで宣言したということになっているという事例は多々あるし、むしろそっちのほうが多いのかもしれないです。私もちょっと数は見ていませんけれども。そうした中で、やはり遊佐町においては現実的には洋上風力発電が開発、設置が進められている中において、一般論としてのゼロカーボンシティ宣言以上の重みがあるのではないかなというふうに思います。そうしたところで、ゼロカーボンシティ宣言というのは文章的には抽象的なことが書かれているし、むしろそういうことしか書けないという部分はあるのだと思います。ただ、SDGsの全体の考え方からすると、ゼロカーボンだから何をしてもいいということは当然ありませんの

で、何かの折にあのとき議会はゼロカーボンシティ宣言に同意したではないかというような話になってしまつては、これは本来のゼロカーボンシティの宣言の趣旨から外れてくるのではないかなと私は思うわけでありまして、これをせっかく、方向性としては別に悪くないと思いますし、正直言ってゼロカーボンシティが宣言されたから直ちに実行力が生じるかというところではないと、それは残念ながらそうでありまして、でもそういうことであっても、教育的効果も含めれば、こういうことを少しずつ積み重ねて皆さんの意識を高めていくということが大事だと思いますので、これはこれで意味があることだと思うので、ではこれをどういうふうに町民の皆さんにこの宣言をしたということを伝えて、そしてそれを実際の遊佐町の、本当の意味で二酸化炭素の排出を減らすというところでどういうふうに使っていくかというのがむしろ大事だというふうに私は思うわけなのですけれども、これは宣言のよしあしという話からは外れるかもしれませんが、せっかくの機会ですので、そこら辺を具体的に、これ宣言がこの場で認められたら、どういうふうに少なくともこの宣言の部分については利活用していくお考えがあるのかを、担当課長としてお気持ちを聞かせたいと思います。

議長（土門治明君） 太田地域生活課長。

地域生活課長（太田智光君） お答えいたします。

遊佐町ゼロカーボンシティ宣言、これにつきましては今回、本議会で議決をいただいた後、町民の皆様にも宣言をしたという当然周知をさせていただきます。それで、その後でありますけれども、先ほども申し上げましたが、今年度改定予定の遊佐町エネルギー基本計画、この中で具体的な内容は検討していくこととなりますが、今後再生可能エネルギーの設備の導入促進、例えばバイオ炭の話もございますし、そういうところも含めてですけれども、あと省エネの推進、また温室効果ガス吸収源対策というような大きなくりの観点の中から、エネルギー基本計画の中にそれを示していきたいというふうに考えているところです。

以上です。

議長（土門治明君） これにて5番、齋藤武議員の質疑を終了いたします。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

7番、菅原和幸議員。賛成討論ですか、反対討論ですか。

7番（菅原和幸君） 賛成討論です。

議長（土門治明君） ほかに討論を行う議員はおりますか。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） それでは、7番、菅原和幸議員、登壇願います。

7番（菅原和幸君） 議第51号議案、遊佐町ゼロカーボンシティ宣言の同意について賛成討論を行います。

議会へ同意を求めることについて、提案理由では、カーボンニュートラル社会の実現に向けて町として全力で取り組むことを決意し、全町民の名においてゼロカーボンシティを目指すとして述べております。流れ

を振り返りますと、国が2050年カーボンニュートラル宣言を行ったのは令和2年10月26日ではありますが、山形県は国が宣言する前の同年の8月6日に山形県ゼロカーボンやまがた2050を吉村知事が全国知事会議で表明されております。そのような中で世界的なカーボンニュートラル社会の実現に向けた動きのきっかけとなったのは、平成28年11月4日に発効しましたパリ協定であると認識しております。本町は、それ以前の平成25年3月策定の遊佐町環境基本計画で低炭素社会に取り組むとし、平成26年の遊佐町エネルギー基本計画では、2030年度を目標年度にエネルギーの地産地消に取り組む姿勢を示しております。

自分は、カーボンニュートラルに関することについて2回ほどこの一般質問で、この壇上で取り上げました。その中で547回、令和3年の6月議会ですが、その中では次期遊佐町環境基本計画に国、県のゼロカーボン宣言をどう反映されるのかということ質問をいたしました。その際の町長答弁は、この時点で宣言市町村は県内で1市のみであり、当町としてはその趣旨に照らし、全市町村が足並みをそろえて一丸となって取り組むことが不可欠であると、条件つきで賛同する旨回答したという答弁でありました。先ほどの質疑にもありましたとおり、県内では現在35市町村のうち20の市町村が宣言を行っている現状にあります。

それで、ゼロカーボンシティ宣言は、私はスタートラインにすぎないと思います。以前の議会でカーボンニュートラル宣言は別にやってもやらなくてもいいし、事実上これによって変わるものではないという趣旨の発言をされた方もいらっしゃいました。しかし、私は地域や地球の未来の抱える深刻な課題に対峙し、立ち向かっていくのは大人になった今の子供たちであると、そのように考えまして、地球の温暖化を立ち止まらせることが今の私たちに課される責務と考えます。

一昨日の一般質問で私は、持続的な遊佐町農業について質問しました。そのことについて遡りますと、以前の議会では、カーボンニュートラル宣言をするに当たっては本町の人口構成や産業面、そういうものを視野に入れて、地域のビジョン的なものを持って進めるべきであると、そのように以前の議会でも述べさせていただきました。見える化事業で明確になった農業部門からのメタンガスの抑制、森林吸収量の算入対象にならない1990年前の高齢の木といいますか、高齢林の更新などが今後の遊佐町の宣言後の課題になると考えます。政府は、昨年度地球温暖化対策を推進するため、自治体に向け交付金制度を創設いたしました。事業名は、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金であります。ただ、この交付金は特色のある先行地域へ優先配分されるようであります。宣言後は、遊佐町の地域の特性を生かした特色ある取組を行うべきと考えるところであります。

提案理由の末尾に、全町民の名においてゼロカーボンシティを目指すとして述べております。県は、山形県脱炭素社会づくり条例を制定しました。それに対応するために行ったアンケートでは、カーボンニュートラルの意味を知らないという回答が約7割あったようであります。今後は一人一人への意識づけが課題でもあると思います。カーボンニュートラル宣言後に迅速にいろいろな政策を展開されることに期待をしまして、私の賛成討論といたします。

議長（土門治明君） これにて討論を終了いたします。

これより議第51号 遊佐町ゼロカーボンシティ宣言の同意についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（土門治明君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、報第1号 鳥海山麓臂曲地区岩石採取に係る調査特別委員会調査結果報告についてを議題といたします。

鳥海山麓臂曲地区岩石採取に係る調査特別委員会、斎藤弥志夫委員長、登壇願います。

鳥海山麓臂曲地区岩石採取に係る調査特別委員会委員長（斎藤弥志夫君）

報第1号

令和5年5月31日

遊佐町議会

議長 土門治明 殿

鳥海山麓臂曲地区岩石採取に係る調査特別委員会
委員長 斎藤 弥志夫

鳥海山麓臂曲地区岩石採取に係る調査特別委員会調査結果報告

本特別委員会に付託された調査事項について、その結果を別紙のとおり、遊佐町議会会議規則第77条の規定により報告します。

(別紙)

鳥海山麓臂曲地区岩石採取に係る調査特別委員会報告書

鳥海山麓臂曲地区岩石採取に係る調査特別委員会は、議会の改選と臂曲地区の採石事業を巡る裁判の進展を契機に令和元年9月定例会で設置され、以降設置期間の延長を経て活動を行ってきました。

このたび設置期間の満了を迎えるにあたり、本特別委員会に付託された調査結果について下記の通りまとめましたので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

1 委員会の設置

(1) 調査等事項（令和元年9月定例会決議）

- ア 自然環境の保全と水資源涵養機能を保全するために、採石事業が及ぼす影響についての調査研究
- イ 採石事業に対し許認可権を持つ山形県に意見書を提出すること、及び旧来の採石法では環境保護が不十分なため、採石法等関係法令の改正について関係省庁への意見書の提出
- ウ 臂曲地区での採石事業を巡る裁判をはじめとする各種情報の収集・調査及び町民への情報提供

(2) 設置期間の延長

令和3年1月、裁判が最高裁判所で係属中であり、また公害等調整委員会で審理が続いていたため、これらの終結時期及び臂曲地区の採石に係る諸課題の抜本的解決時期は、当時見通せなかった。そこで設置期間を現在の議員の任期（令和5年6月30日）まで延長する必要があると考え、延長した。

2 本特別委員会としての意見

健全な水循環を保全することは、住民の生活、農業・漁業をはじめとする産業育成に欠かせない。地下水及び湧水を「公共水」と位置づけることや、予防原則の観点は重要なものである。

遊佐町の健全な水循環を保全するための条例を、さらに先進的なものにするためには科学的な根拠が必要になる。継続的に科学的な調査をすることにより新たな知見が得られれば、予防原則の補強にもつながる可能性がある。また、水循環保全計画の見直し等にも寄与することになる。

さらなる調査研究が確実に進むよう、町は十分に配慮されたい。

3 意見書及び要望書の提出

(1) 関係省庁への意見書の提出

令和2年3月定例会で環境保全と調和のとれた岩石採取事業となるよう採石法等の改正を求める意見書を議員全員の賛成で可決した。意見書を直接経済産業省等関係省庁に赴き手交の予定であったが、新型コロナウイルス蔓延のため郵送に切り替え提出を行った。

ア 提出した意見書の内容

環境保全と調和のとれた岩石採取事業となるよう採石法等の改正を求める意見書

(ア) 議決日 令和2年3月13日

(イ) 提出先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 農林水産大臣 経済産業大臣
国土交通大臣（水循環政策担当大臣） 環境大臣

(ウ) 要請事項 採石法・森林法等関係法令に、健全な水循環の保全等を含む環境保全の視点を明確に取り入れ、時代に即した改正を行うこと。

(2) 山形県への要望書の提出

(1) の意見書を基に、山形県には商工労働部長及び農林水産部森林ノミクス推進課長宛に要望書を直接手交した。

提出した要望書の内容

ア 遊佐町臂曲地区岩石採取に係る公害等調整委員会での対応及び採石法改正に関する要望書

(ア) 提出日 令和2年3月27日

(イ) 提出先 山形県商工労働部長

(ウ) 要望事項

- ・公害等調整委員会で審理中の山形県飽海郡遊佐町吉出字臂曲地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件（平成30年（フ）第1号事件）に関し、不認可とした県の行政処分が認められるよう、引き続き万全の対応をとられたい。
- ・採石法に健全な水循環の保全等を含む環境保全の視点を明確に取り入れ、時代に即した改正を行うよう、国に対し引き続き要請されたい。

イ 遊佐町臂曲地区岩石採取に係る公害等調整委員会での対応及び森林法改正に関する要望書

(ア) 提出日 令和2年3月27日

(イ) 提出先 山形県農林水産部森林ノミクス推進課長

(ウ) 要望事項

- ・公害等調整委員会で審理中の山形県飽海郡遊佐町吉出字臂曲地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件（平成30年（フ）第1号事件）に関し、不認可とした県の行

政処分が認められるよう、引き続き、万全の対応をとられたい。

- ・森林法における林地開発許可権者である都道府県知事の裁量が十分担保される改正を行うよう、国に対し引き続き要請されたい。

4 裁判等の情報の収集

町担当職員から随時説明を受けた。

5 岩石採取後の緑化についての聴き取りと意見交換

- (1) 採石後、跡地の緑化が確実に行われることが、望ましい景観の回復や災害防止などの観点から重要である。そのため、本来は採石場内に立ち入りの上で実情を確認すべきであるが、私有地のため事実上不可能である。また、場外からの観察も、地形的に見通しが利きにくく困難である。そこで、関係する事務を扱う庄内総合支庁を訪ね、緑化状況等の聴き取りと意見交換を行った。

ア 期日 令和4年11月28日(月)10時

イ 場所 庄内総合支庁

ウ 出席者 庄内総合支庁森林整備課後藤主査、庄内総合支庁産業経済課濱崎主査、小委員会委員4人、議会事務局長

(2) 聴き取りの要旨

当該採石事業者は、これまで杉で緑化を行ってきた。一般的に杉は苗の確保が容易で経費も比較的安い。県としては樹種は杉にこだわらないが、認可された採石計画に「緑化は杉で」とあるため、杉が用いられている。現場はある程度自然植生により、雑草や灌木が生えだしているが、県としては自然植生を緑化ととらえることは通常ない。「緑化計画」なので人工的な植栽等により計画を履行すべきと考えている。当該事業者に対しては、今後も必要な指導を行っていく。なお、緑化に関し県の代執行はこれまで例がない。

6 裁判等の結果

(1) 「遊佐町の健全な水循環を保全するための条例」の憲法判断

法律審である最高裁判所に対し、当該採石事業者は「遊佐町の健全な水循環を保全するための条例」が憲法に違反するなどとして上告を行った。

令和4年1月25日最高裁は、昭和47年11月22日の大法廷判決の趣旨に照らし町の条例は憲法第22条第1項(営業の自由)に反しないため合憲と判示し、提訴から約5年に及ぶ裁判闘争は決着し、町の実質的勝訴が確定した。

(2) 公害等調整委員会裁定についての判決

当該採石事業者は山形県の採石計画を認可しない処分に不服があり、公害等調整委員会(以下「公調委」という。)に裁定を申し立てていたが、公調委は申し立てを棄却する判断をした。そのため、県の処分を適正とする公調委の判断を取り消すように東京高裁に訴えていた。だが、当該採石事業者の訴えは令和5年3月23日の東京高裁の判決で棄却されている。この判決に対する不服申し立て期日(令和5年4月7日)までに、当該採石事業者から不服申し立てはなく、判決内容が確定した。

7 本特別委員会の調査で参考となる事項

(1) 鳥海山湧水フォーラム in 遊佐

これまで学習会の開催や裁判の報告等を望む声があったが、令和4年12月18日（日）「鳥海山湧水フォーラム in 遊佐」として開催された。弁護士仲野純一氏、東海大学准教授内藤 悟 氏、総合地球環境学研究所名誉教授中野孝教氏が登壇し、裁判の経過報告や今後に向けた提言がなされた。後半ではコーディネーターに岐阜協立大学教授の森誠一氏を迎え、町長も交えてパネルディスカッションが行われた。

(2) 発言内容要約

(仲野純一氏)

第一審の判決理由では、町条例の規制はその必要性が認められ、一定の事業に対して、その営業の自由に一定程度の制約を及ぼすことになるものの、予防原則の観点から相応の規制が許容されるべきであるといえたと記載され、これは非常に画期的なことである。控訴審では互いの主張は変わらなかったが、裁判所から和解の提案があり、当該採石事業者が所有する土地を町が買い取るという内容で協議することになった。しかし、金銭面での折り合いがつかず判決に至っている。控訴審の判決内容は結論が変わらず、判決理由では予防原則というものを第一審以上に強調しているようだった。

(内藤 悟氏)

「遊佐町の健全な水循環を保全するための条例」は、より良くしていく必要がある。水循環保全計画の改定や認定基準（要綱）の施行規則化などが必要だろう。また、水循環保全から「地域空間管理」へ発展することも期待される。

(森 誠一氏)

今後の遊佐町の水循環に関わる施策の基礎として、やはり科学的な根拠となる部分が必要になるという点で、調査研究が継続される必要がある。今回は山に流出している湧水の話だが、視野を広げれば山の地下水は平野の地下水の涵養域にあたり、一部が海底湧水になっているようだ。山と平野の地下水のつながりはよく分かっていないし、まだ分からないことが多いのが実情である。教育の面で、町が独自に鳥海山湧水講座のようなものを立ち上げるのも一つの方法である。特に環境保全には、地域住民、行政、研究者の科学的根拠という三つの主体が重なり合って交流の場の構築ができれば先進的である。

8 委員会開催日

(1) 特別委員会

| | | |
|----------|------------|--------|
| 第1回特別委員会 | 令和元年9月10日 | (全員出席) |
| 第2回特別委員会 | 令和元年11月25日 | (全員出席) |
| 第3回特別委員会 | 令和元年12月3日 | (全員出席) |
| 第4回特別委員会 | 令和2年2月6日 | (全員出席) |
| 第5回特別委員会 | 令和2年2月20日 | (全員出席) |

| | | |
|------------|------------|---------|
| 第6回特別委員会 | 令和2年3月12日 | (全員出席) |
| 第7回特別委員会 | 令和2年4月21日 | (全員出席) |
| 第8回特別委員会 | 令和2年7月17日 | (全員出席) |
| 第9回特別委員会 | 令和2年10月2日 | (全員出席) |
| 第10回特別委員会 | 令和2年10月19日 | (全員出席) |
| 第11回特別委員会 | 令和2年10月28日 | (全員出席) |
| 第12回特別委員会 | 令和3年5月17日 | (全員出席) |
| 第13回特別委員会 | 令和3年6月13日 | (全員出席) |
| 第14回特別委員会 | 令和5年4月13日 | (10名出席) |
| 第15回特別委員会 | 令和5年5月16日 | (全員出席) |
| (2) 同 小委員会 | | |
| 第1回 小委員会 | 令和元年10月9日 | (全員出席) |
| 第2回 小委員会 | 令和元年10月28日 | (全員出席) |
| 第3回 小委員会 | 令和2年1月10日 | (全員出席) |
| 第4回 小委員会 | 令和2年1月22日 | (全員出席) |
| 第5回 小委員会 | 令和2年1月30日 | (全員出席) |
| 第6回 小委員会 | 令和2年2月7日 | (全員出席) |
| 第7回 小委員会 | 令和2年2月12日 | (全員出席) |
| 第8回 小委員会 | 令和2年2月19日 | (全員出席) |
| 第9回 小委員会 | 令和2年3月11日 | (全員出席) |
| 第10回 小委員会 | 令和2年4月13日 | (全員出席) |
| 第11回 小委員会 | 令和2年4月21日 | (全員出席) |
| 第12回 小委員会 | 令和2年10月19日 | (全員出席) |
| 第13回 小委員会 | 令和2年11月13日 | (全員出席) |
| 第14回 小委員会 | 令和3年5月10日 | (全員出席) |
| 第15回 小委員会 | 令和3年5月28日 | (全員出席) |
| 第16回 小委員会 | 令和4年2月25日 | (全員出席) |
| 第17回 小委員会 | 令和4年10月31日 | (全員出席) |
| 第18回 小委員会 | 令和5年1月23日 | (全員出席) |
| 第19回 小委員会 | 令和5年4月7日 | (全員出席) |
| 第20回 小委員会 | 令和5年4月20日 | (全員出席) |
| 第21回 小委員会 | 令和5年5月19日 | (3名出席) |

以上でございます。

議長(土門治明君) 日程第9、報第2号 議会の情報通信活性化に関する調査特別委員会調査結果報告についてを議題といたします。

議会の情報通信活性化に関する調査特別委員会、赤塚英一委員長、登壇願います。

議会の情報通信活性化に関する調査特別委員会委員長（赤塚英一君）

報第2号

令和5年5月31日

遊佐町議会

議長 土門 治明 殿

議会の情報通信活性化に関する調査特別委員会
委員長 赤塚 英一

議会の情報通信活性化に関する調査特別委員会調査結果報告

本特別委員会に付託された調査事項について、その結果を別紙のとおり、遊佐町議会会議規則第77条の規定により報告します。

（別紙）

議会の情報通信活性化に関する調査特別委員会調査報告書

本特別委員会は、第532回定例会において設置後、調査・研究・検討を進め付託された事項について下記の通りまとめましたので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

1 議会における事務効率の向上と議会の活性化に関すること

本議会は、本調査特別委員会の方針決定を踏まえ、令和2年度より議会内グループウェアの運用を開始した。その後、令和3年9月の新庁舎開庁に併せ、タブレット端末導入と会議共有システムを導入し、現在に至る。

（1） 議会における情報通信活性化の取り組みによる、事務効率の向上及び議会活性化の効果は、次のとおりである

ア 議会内グループウェア及び会議共有システムは、議員・議会事務局各々が定期的にアクセスしており、通知や会議資料が、確実かつ迅速に伝達されている。

イ 会議次第や資料が事前に送付されることにより、関連する事項の調査が事前に可能になり、議会内の討議の活性化に繋がっている。

ウ 委員会の所属替えや新たに議員になる場合などで、会議共有システム内の検索機能を活用することにより、適確に経過等を把握することが可能になる。

（2） 議会事務局の事務扱いにおいても、改善及び一定の効果を得た。主な事項は、以下による。

ア 資料印刷の不要

イ 通知等の郵送物の皆減

ウ 資料等の差し替え時の対応等

2 タブレット端末の導入等に関すること。

（1） タブレット端末導入後における端末賃借料、議会内グループウェア及び会議共有システムの使用料金等は、当初想定していた範囲内で執行されている。

（2） 議会事務局からの通知や連絡、会議資料の送付にあたっては、半数以上の議員が、貸与されたタブレット端末と所有するデジタル機器を併用している。しかし、そのデータの扱いは、各

議員で対応が違うことを確認した。

3 報告書取りまとめにあたり行ったアンケートでの意見

(1) 今後のあり方等に関する意見

ア タブレット端末を利用したウェブ会議での情報共有は、災害発生時などに活用されるものと認識されることから、オンライン会議システムの導入を進めるべきである。

イ 貸与されたタブレット内のアプリの使用や、送付されるデータの扱いについて、適時に研修を行うべきである。

ウ 議会内グループウェアのスケジュール機能に、各議員の予定を載せることにより、議会事務局が日程調整を行い易くなる。

(2) 今後におけるタブレット端末の更新に関する意見

ア 町執行部（課長職）との調整を図るべきである。

4 調査特別委員会の開催経過

第2回中間報告書を提出した以降について記載する。

(1) 特別委員会

第11回特別委員会 令和3年6月3日（全員出席）

第12回特別委員会 令和3年8月23日（全員出席）

第13回特別委員会 令和4年2月28日（10名出席）

第14回特別委員会 令和5年2月27日（全員出席）

第15回特別委員会 令和5年5月19日（全員出席）

(2) 同 小委員会

第12回 小委員会 令和3年5月28日（全員出席）

第13回 小委員会 令和3年8月17日（全員出席）

第14回 小委員会 令和5年2月1日（全員出席）

第15回 小委員会 令和5年2月20日（全員出席）

以上。

議長（土門治明君） 日程第10、報第3号 遊佐パーキングエリアタウン整備に係る調査特別委員会調査結果報告についてを議題といたします。

遊佐パーキングエリアタウン整備に係る調査特別委員会、高橋冠治委員長、登壇願います。

遊佐パーキングエリアタウン整備に係る調査特別委員会委員長（高橋冠治君）

報第3号

令和5年5月31日

遊佐町議会

議長 土門治明 殿

遊佐パーキングエリアタウン整備に係る調査特別委員会

委員長 高橋冠治

遊佐パーキングエリアタウン整備に係る調査特別委員会調査結果報告

本特別委員会に付託された調査事項について、その結果を別紙のとおり、遊佐町議会会議規則第77条の規定により報告します。

(別紙)

遊佐パーキングエリアタウン整備に係る調査特別委員会調査結果報告

遊佐パーキングエリアタウン整備に関わる調査について、令和2年9月定例会において調査特別委員会を設置し、以後小委員会9回、特別委員会13回を開催し検討を重ねてきました。

現在、日沿道「遊佐比子IC～遊佐鳥海IC」が5年度中に開通を目指し整備が進められています。

また(仮称)小砂川ICまでの県境も全線開通の見込みであり、それに合わせ「新・道の駅 遊佐パーキングエリアタウン」整備の土地取得等も済み、8年度中の開業に向け進んでいるところです。

この高速道路を活用し、次の世代にどのような形で地域活性化をもたらすことが出来るのか、新たに3年6月「遊佐パーキングエリアタウン計画推進委員会」を設置し、事業手法・整備計画等の検討を重ね、基本的なコンセプトをまとめ、4年7月、町に意見書として提出がなされ、それを基に整備事業が進められる状況です。

それらの現状を踏まえ、本特別委員会に付託された調査結果について下記の通りまとめましたので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

1 町民に理解される公募と選定を

事業手法は「公設＋包括運営委託方式(事業者先行選考型)」であり、5年度中に公募により事業者が選定される。選定にあたっては、特段の配慮に努められたい。

2 国との一体型整備による事業の推進を

「新・道の駅」の整備には多額の予算が必要となる。町民負担を軽減するためには町・議会共に関係各省庁への陳情・要望活動が大事になる。国との一体型整備を強力に進め財源確保に努められたい。

3 高速道・一般道の利用者の利便性を重視した整備を

これからの道の駅は食事・休憩だけの施設ではない。利用者の利便性を考えエネルギーステーションや災害時に対応する「防災道の駅」の指定も視野に入れた事業展開とされたい。

4 町民の思いを託す「道の駅」に

町民が「新・道の駅」に対してどのような夢や希望を持っているのか把握し反映されるよう、多くの町民・地域の人たちが関われる道の駅を望む。

5 遊佐町の産業・観光・地域文化の発信の拠点に

「新・道の駅」は新たな発信拠点として重要な役割を期待される。また、交流人口・関係人口の拡大につなげる文化的な活動を他団体と連携して行われたい。

(1) 要望活動

ア 活動日 令和4年6月28日

イ 場所 国土交通省東北地方整備局 酒田河川国道事務所

ウ 氏名 所長 高野 明 殿

エ 要望事項 「新・道の駅」整備事業の国との一体型整備の事業について

オ 参加者 特別委員会小委員会委員

(2) 要望活動

ア 活動日 令和4年7月26日

イ 場所 山形県庄内総合支庁

ウ 氏名 庄内総合支庁長 高橋 正美 殿

エ 要望事項 「新・道の駅」整備事業の国との一体型整備事業について
県からの支援の要請

オ 参加者 特別委員会小委員会委員

(3) 講演会

ア 開催日 令和5年1月20日

イ 場所 役場庁舎議場

ウ 講師 「道の駅あがの」(新潟県阿賀野市)
駅長 坂井 文 氏

同 選任アドバイザー 柳沼 陽介 氏

エ 演題 地域のプラットフォームになる「新しい道の駅」への試み

オ 参加者 議員および希望職員、一般希望者、他

6 特別委員会等の開催経過

(1) 特別委員会

第1回特別委員会 令和2年9月8日(10名出席)

第2回特別委員会 令和2年10月15日(全員出席)

第3回特別委員会 令和2年10月28日(全員出席)

第4回特別委員会 令和3年4月20日(全員出席)

第5回特別委員会 令和3年6月3日(全員出席)

第6回特別委員会 令和3年7月14日(全員出席)

第7回特別委員会 令和3年11月16日(10名出席)

第8回特別委員会 令和4年1月20日(全員出席)

第9回特別委員会 令和4年2月15日(全員出席)

第10回特別委員会 令和4年6月22日(全員出席)

第11回特別委員会 令和4年10月20日(全員出席)

第12回特別委員会 令和5年1月20日(10名出席)

第13回特別委員会 令和5年5月16日(全員出席)

(2) 同 小委員会

第1回 小委員会 令和2年11月4日(4名出席)

第2回 小委員会 令和4年1月11日(全員出席)

第3回 小委員会 令和4年2月8日(全員出席)

第4回 小委員会 令和4年3月15日(全員出席)

第5回 小委員会 令和4年6月17日（全員出席）

第6回 小委員会 令和4年10月7日（4名出席）

第7回 小委員会 令和4年11月1日（全員出席）

第8回 小委員会 令和5年1月5日（全員出席）

第9回 小委員会 令和5年5月2日（全員出席）

（3） 同 研修会 令和2年11月13日

講演：全国の道の駅等整備事業の現況について

講師：元東北地域づくり協会 高橋 重道 氏

以上です。

議長（土門治明君） 日程第11、報第4号 遊佐町沖洋上風力発電事業計画に係る調査等特別委員会調査結果報告についてを議題といたします。

遊佐町沖洋上風力発電事業計画に係る調査等特別委員会、齋藤武委員長、登壇願います。

遊佐町沖洋上風力発電事業計画に係る調査等特別委員会委員長（齋藤 武君）

報第4号

令和5年5月31日

遊佐町議会

議長 土門 治 明 君 殿

遊佐町沖洋上風力発電事業計画に係る調査等特別委員会

委員長 齋 藤 武

遊佐町沖洋上風力発電事業計画に係る調査等特別委員会調査結果報告

本特別委員会に付託された調査事項について、その結果を別紙のとおり、遊佐町議会会議規則第77条の規定により報告します。

（別紙）

遊佐町沖洋上風力発電事業計画に係る調査等特別委員会報告書

本特別委員会は遊佐町沖で設置に向け検討が開始された洋上風力発電事業に関し、遊佐町議会としての調査等を行うため、「町民と議会の懇談会」などで出された意見などを踏まえ、令和3年12月定例会の決議により設置しました。

今般、本特別委員会に付託された調査結果について下記のとおりまとめましたので、遊佐町議会会議規則第77条の規定により報告します。

記

1 委員会の設置目的

（1） 遊佐町沖洋上風力発電事業計画に対する町民の意向や国、県及び参入希望事業者等の動向を適時に把握すること。

（2） 前号の情報を町民へ提供するとともに議会としての意思を明らかにするため、遊佐町沖洋上風力発電事業計画の効果や課題を整理すること。

2 本特別委員会としての意見

異常気象が恒常化する昨今、温室効果ガスの削減の必要性は衆目のほぼ一致するところであり、東日本大震災の教訓を踏まえ、再生可能エネルギーの利活用は大いに図られるべきものである。ただし、当該事業の推進にあたっては、議論を積み重ね、町民、特に漁業関係者等との合意事項が尊重され、履行されることが重要と考える。また、経済界からは当該事業の経済的効果に強い期待が寄せられており、町民にとって幅広いメリットも期待される場所である。しかし、当該事業の町民議論の中で、離岸距離や景観への影響について関心が高い。確かに風車完成後、程度は別にせよ景観への影響は排除できない。これらに関し、景観への影響を認める場所から双方の議論を始めてはどうだろうか。

遊佐町議会では令和4年12月定例会の決議により、町に対して「まちづくり政策提言」を行った。当該事業に関しては「前例のない巨大プロジェクトであり検討すべき事項は多岐にわたる。町長は法定協議会における町民を代表する唯一の構成員として、町民の思いを的確に伝えられたい」などと指摘した。法定協議会は今後も続くものであり、いかに「町民の思いを的確に伝えられ」るかに、町の今後がかかっている。改めて、町長からは政策提言の趣旨に即した対応を強く求める。

議会は当該事業に対して執行力を有しない一方、議会として当該事業に係る議論の場は引き続き確保すべきである。また、調査等が不十分な事項は適宜追完する必要もある。今後事業の進展により、予期しなかった課題が持ち上がった際の対応も必要になる。令和5年6月改選後の議会の、適切な対応を求めるものである。

3 本特別委員会の調査等

(1) 県との意見交換

令和4年2月14日、県環境エネルギー部長等と対面で意見交換を行った。本特別委員会からは小委員会委員4名及び議会事務局長が出席し、県からは杉澤環境エネルギー部長、^{すぎさわ} 鎌水同次長、^{やりみず} 高梨エネルギー政策推進課長、^{たかなし} 飯澤エネルギー政策推進主査が出席した。

委員会としては令和2年12月定例会で決議した県知事宛の意見書に基づき、その履行などを申し入れた。

(2) 酒田市議会との意見交換

令和4年8月26日、酒田市議会建設経済常任委員会の勉強会で意見交換を行った。酒田市議会からは酒田港の洋上風力発電の基地港湾への指定に伴う港湾整備と、経済的波及効果に強い期待が示された。

(3) 酒田共同火力発電（株）及び東北電力ネットワーク（株）への視察研修

令和4年12月1日、酒田共同火力発電（株）及び東北電力ネットワーク（株）へ視察研修を行った。現在石炭を主な燃料としている火力発電所の洋上風力発電稼働後の在り方と、洋上風力発電稼働に伴う送電網の整備計画等を聞き取った。

酒田共同火力発電（株）からは、再生可能エネルギーの導入により、出力調整がしやすい火力発電の存在意義が相対的に重要になるであろうことが示された。一方、東北電力ネットワーク（株）から、送電網の整備を着実に進めている旨、情報を得た。

(4) 「遊佐沖洋上風力発電を考える会」との意見交換

令和4年12月26日、「遊佐沖洋上風力発電を考える会」（以下「考える会」という。）との意見交換を行った。考える会のメンバーからは離岸距離、景観、超低周波、事業の進め方などを巡り疑問点が示された。

なお、漁業者（海水面及び内水面双方）との意見交換も実施すべきと考えたが、法定協議会との兼ね合いなどを総合的に考慮し、開催を見送った。一方、町民との意見交換は、「町民と議会の懇談会」の場をもって充てることとした。

(5) その他

ア 町職員から適時情報の提供を受けた。洋上風力発電全般以外に、仮に風車が設置された際、町に入る固定資産税の試算も含まれる。

イ 委員会の設置後、「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」に基づく国、県、町、漁業者等による協議（「法定協議会」という。）が開催されている。また国、県による住民説明会も開催されている。さらには考える会の学習会や銀行主催の勉強会が行われた。委員会としてではないが、委員の個別対応としてこれらの会合の傍聴や参加をしている。

4 本特別委員会の開催経過

(1) 特別委員会

| | |
|-----------|-------------------|
| 第1回特別委員会 | 令和3年12月7日（全員出席） |
| 第2回特別委員会 | 令和3年12月27日（全員出席） |
| 第3回特別委員会 | 令和4年2月4日（全員出席） |
| 第4回特別委員会 | 令和4年3月16日（全員出席） |
| 第5回特別委員会 | 令和4年3月25日（全員出席） |
| 第6回特別委員会 | 令和4年8月18日（全員出席） |
| 第7回特別委員会 | 令和4年9月28日（9名出席） |
| 第8回特別委員会 | 令和4年12月13日（10名出席） |
| 第9回特別委員会 | 令和4年12月26日（全員出席） |
| 第10回特別委員会 | 令和5年3月20日（全員出席） |
| 第11回特別委員会 | 令和5年4月26日（全員出席） |
| 第12回特別委員会 | 令和5年5月19日（全員出席） |

(2) 同 小委員会

| | |
|----------|------------------|
| 第1回 小委員会 | 令和3年12月14日（全員出席） |
| 第2回 小委員会 | 令和3年12月27日（全員出席） |
| 第3回 小委員会 | 令和4年1月11日（全員出席） |
| 第4回 小委員会 | 令和4年1月18日（全員出席） |
| 第5回 小委員会 | 令和4年1月24日（全員出席） |
| 第6回 小委員会 | 令和4年1月28日（全員出席） |

| | | |
|------|------|------------------|
| 第7回 | 小委員会 | 令和4年2月14日（全員出席） |
| 第8回 | 小委員会 | 令和4年2月22日（全員出席） |
| 第9回 | 小委員会 | 令和4年3月1日（全員出席） |
| 第10回 | 小委員会 | 令和4年3月22日（全員出席） |
| 第11回 | 小委員会 | 令和4年6月10日（全員出席） |
| 第12回 | 小委員会 | 令和4年8月1日（全員出席） |
| 第13回 | 小委員会 | 令和4年8月18日（全員出席） |
| 第14回 | 小委員会 | 令和4年9月2日（全員出席） |
| 第15回 | 小委員会 | 令和4年10月11日（全員出席） |
| 第16回 | 小委員会 | 令和4年10月27日（3名出席） |
| 第17回 | 小委員会 | 令和4年11月7日（全員出席） |
| 第18回 | 小委員会 | 令和4年11月22日（全員出席） |
| 第19回 | 小委員会 | 令和4年12月6日（全員出席） |
| 第20回 | 小委員会 | 令和5年2月1日（全員出席） |
| 第21回 | 小委員会 | 令和5年2月21日（全員出席） |
| 第22回 | 小委員会 | 令和5年4月18日（全員出席） |
| 第23回 | 小委員会 | 令和5年4月24日（全員出席） |
| 第24回 | 小委員会 | 令和5年5月16日（全員出席） |

以上であります。

議長（土門治明君） 以上をもって本定例会に付議された案件は……

（「議長。8番、動議」の声あり）

議長（土門治明君） 8番、赤塚英一議員。どういう動議ですか。

8番（赤塚英一君） ただいま説明いたします。ただいま特別委員会の報告ありましたけれども、その中で臂曲地区採石地の早期の緑化指導を求める要望書の県に対する提出、そして遊佐町沖洋上風力発電事業への情報の提示を求める要望書の県及び国への提出を議題としてもらいたく動議を提案いたします。

議長（土門治明君） 暫時休憩いたします。

（午後4時）

休

憩

議長（土門治明君） それでは、会議を再開いたします。

（午後4時01分）

議長（土門治明君） ただいま8番、赤塚英一議員から遊佐町沖洋上風力の報告書並びに鳥海山麓臂曲地区の岩石採取の報告書につきまして動議が提出されました。この動議に賛成の方の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

議長（土門治明君） 挙手2名おりますので、動議は成立いたしました。

本動議を議題として採決いたします。

暫時休憩いたします。

（午後4時02分）

休

憩

議長（土門治明君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後4時50分）

議長（土門治明君） ここで、会議時間の延長についてお諮りいたします。

本日の日程が終了するまで会議時間を延長することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（土門治明君） ご異議なしと認めます。

よって、本日の日程が終了するまで会議時間を延長します。

暫時休憩いたします。

（午後4時51分）

休

憩

議長（土門治明君） 会議を再開いたします。

（午後5時15分）

議長（土門治明君） 先ほどの8番、赤塚英一議員の動議は成立しております。

議会運営委員会にお諮りしたところ、発議案件として追加をいたしました。

日程第12、発議案件第2号として臂曲地区採石地の早期の緑化指導を求める要望書について、議会事務局長をして着座にて朗読いたさせます。

土門議会事務局長。

事務局長（土門良則君） 上程議案を朗読。

議長（土門治明君） 発議者から提案理由について説明を求めます。

8番、赤塚英一議員、登壇願います。

8番（赤塚英一君） まず、提案理由を述べる前に、先ほど動議の発言の中で誤解を招く表現をしてしまいました。これについては、単に議事日程が終了したという思いでお話しさせていただきましたので、この部分は大変申し訳ございませんが、おわびとともに削除を申請したいと思います。よろしく願いたします。

それでは、臂曲地区採石地の早期緑化指導を求める要望書の提案理由を申し上げます。臂曲地区採石地の開発行為も遊佐町の水循環を保全する条例の最高裁判決と公害等調整委員会の裁定について裁判所の判

断により一定の決着がついたと思います。しかし、現在においても植樹等の原状復帰が進んでおらず、麓から見える採石地はいまだ緑化に至っておりません。少しでも早い原状復帰に向けた植樹等を行うよう、許認可権を持つ山形県に対して強く指導していただけるように望むものです。間もなく任期終了となる今議会の前に、現在の議会の責務としてこの臂曲地区採石地の早期の緑化始動を求める要望書の提出を提案するものです。これまでに開発行為を止めるために尽力してきた方々をはじめ、裁判などで努力されてきた町職員、採石地の地肌がむき出しになったことを心配していて早期の復元を願う多くの町民の思いを山形県に伝え、事業者に対し強く指導していただくために、この要望書を満場一致で採択していただく提案をするものです。

この提案に対して議員各位のご理解とご支持をお願いし、提案理由とさせていただきます。

議長（土門治明君） 直ちに質疑に入ります。

5番、齋藤武議員。

5番（齋藤 武君） 緑化につきましては、先ほどの特別委員会の報告の中でも触れておりますように、赤塚議員もご存じのとおり、県の庄内総合支庁に特別委員会、小委員会が出向いて話をしてきたところがあります。その中で、少なくとも県からは今後も業者に適切な指導をしていくという話があったところです。それがまず前提になります。その上で今回要望書が出されたわけですけれども、まずお聞きしたいのは、細かく見るといろいろ、恐縮ながら誤字等もあるものですから、このままの要望書、今配られた、電子ベースで配られておりますけれども、この要望書のままだとやはり誤字等、表現も含めると厳しい部分があると思われれます。今までも私たち要望書等を書くときにはかなり推敲してきておりますので、今回その辺りについてこのままの状態です採決するお考えなのか、それとも推敲してブラッシュアップをした上でもう一度皆さんにお示しをするおつもりなのか、そこら辺を確認したいと思います。

議長（土門治明君） 8番、赤塚英一議員。

8番（赤塚英一君） お答えいたします。

ただいま誤字脱字等のお話ございました。誤字ございましたら、これは訂正しなければならない、当然思います。間違ったままですというのはいかがなものかというのはございますので、訂正すべき誤字であれば、それは随時訂正するのは、それはやぶさかではないと思います。

あと、推敲の件でございますけれども、大変恐縮ではございますけれども、私もそれなりに推敲してきたつもりでございます。どの辺がどう推敲しないのか、その辺ちょっとよく分かりませんが、今のお話だとよく分かりませんが、表現等どの辺が例えば問題なのかというのをご指摘いただければ、それは検討するのはやぶさかではないと思います。ただ、だからといって取り下げるかというものでもございませぬので、それなりに文章には責任を持って私も書いたつもりでございます。それが駄目だということであれば、それはしょうがない話でございますし、それによって否決されるということも当然考えられると思います。私は、その思いをこの文章に込めたつもりでございますので、その思いをご理解いただいて、ぜひとも採択いただいて、県に要望できるようにしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（土門治明君） 5番、齋藤武議員。

5番（齋藤 武君） 例えば推敲ということに関して申し上げますと、別紙の2行目、「最高裁判所から遊佐町の条例の適正化が認められ」というくだりがあります。最高裁判所から遊佐町の条例の適正化が認

められというのは、やはり表現としては練る必要があるかなと思われる部分であります。

あと、事実関係として、緑化と一口によく言われるのですけれども、そもそも論として緑化できないような条件での採石は認められているということはあると思います。どういうことかといいますと、地山がむき出し、完全に岩しか出ていないような斜面を形成するような採石がそもそも認められているので、そこに杉あるいはそのほか人工的に植栽をするということ、あるいは吹きつけも含めてそもそも極めて困難な部分。植栽をするのはいいのしょうけれども、活着するかどうかということまで含めれば難しい部分、困難な部分もそもそもあるということは、私は地元の間人として認識を持っております。ですので、実際のところ、先ほどの特別委員会の報告書の中で人工的に植栽しないもの、結果的に雑木がおがったり、生えたり、草が生えたものについては、県としては緑化と基本的に認めないのだという話がありますけれども、実際のところ、自然植生に任せないと緑化がされないというところもあるのだと思います。ですので、やっぱりそこら辺も状況を整理して、せつかくであれば要望書を書くほうがいいのではないかなというふうに思っているものですから、そういうことも含めて文章の推敲と、あとそこら辺の事実関係の整理、確認。この前は庄内総合支庁だけにしか行っていませんから、さらにその上級庁ではどういう認識を持っているかということも確認すべきでしょうし、今現在、この前庄内総合支庁から言ったときより大分時間たっていますので、その間にどういいう緑化の指導がされているかということも整理した上で要望書を書く、よりいいのではないかと。そういう意味において、やはりいろいろ要望書は練る必要があるのではないかという気がいたしますので、そこら辺提出者としての見解を伺いたいと思います。

議長（土門治明君） 8番、赤塚英一議員。

8番（赤塚英一君） あり得ない話でしょうけれども、例えばコンクリートの上に木を植えろという話をしているわけではないのです。基本的には原状復帰というものを目指してできるだけ植栽をしていただいて、元に近い、全く元どおりでとは言いませんけれども、元に近い形で原状復帰してもらいたいという思いからこういう文章にさせていただきました。県がこう考えているから、この文章にしたとかではなくて、やはりそれは我々がどのように思っているか。議会として、議会人として、町民の負託を受けた我々が町民の思いをどのように具現化するか、形にするか、これが重要だと思います。そのために何ができるのかを考えなければならぬと思って活動してまいりました。何も岩の上に木を植えろという無理難題を話しているわけではございません、私は、掘った岩をそのままにして地肌をむき出しのまま、草が生えたから、緑になったからよかったねで手をたたいて喜んで、そんなレベルでは我々はやっぱりまずいかなという思いもございます。今ここで、裁判等であれだけ長い間争った、特に町長は被告として名指しで責められてきた状況の中、町民が本当にこの緑化を願ったと私は思っています。いつまでもやっぱり地肌がむき出しのままではいけないと私は思っていますし、それを我々で指導できるような立場ではございません。やはりこれは許認可権を持つ県がしっかりと指導してもらいたいという思いがあって表現した文章でございます。これが駄目だということであれば、それはしようがないです。これは、議会の多数決の話でございますので。ただ、私は、私の周りかもしれません。私の非常に狭い周りかもしれませんけれども、町民にあそこの吉出山のあの跡何とかならないものかという思いはいろいろ聞いています。その中で議会人として、議会として何ができるのだろうか。考えた末のこの要望書でございます。この辺をぜひご理解いただいて判断していただければというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

議長（土門治明君） 5番、齋藤武議員。

5番（齋藤 武君） 私もその気持ちは重々分かります。ただ、自分のささやかな経験からすると、やっぱりその文章を書くに当たってはいろんな、はっきり言えば突っ込みを受けないようになり考慮する必要があるのかなと思っております。重ね重ねですけども。

それで、もう一つ、内容的な部分で1つ最後にお聞きしたいのですけれども、最後のところ、後ろから3行目です。「町民をはじめ、多くの関係者が早期の現状復帰及び緑化を望んでおり」ということで現状復帰がまずあって、その次に緑化という順番になっています。現状復帰ということ、これをどういうふうにするかなのですけれども、文字どおり取ると、山の形にそっくり戻すというのが一番シンプルな取り方ですよ。ということは、そのとおりだとすると、どこかから土を持ってきて、岩を持ってきて、元の山のシルエットに埋立てをして戻すということになってくるわけですけども、そもそも採石法の運用においてはそういうことは想定されていないのです、許認可で。ただ、少なくとも断面、のり面についてはきれいに成形してくださいとか、あるいは必要な排水路は整備してくださいということになってはいますが、山のシルエットをそのまま元のおりに戻してくださいという話には、そもそも許認可の制度上ないはずですので、そこら辺も踏まえると、現状復帰ということはやはりそもそも望むのが制度上無理というのがあります。ですので、やはりそこら辺も踏まえた上での書きぶりをするべきだなと思います。繰り返しますが、気持ちとして元の吉出山の形が復活すれば、それは望ましいです。けれども、それはまず無理。そもそも採石が始まってしまった。もう既にながら掘られるという話になるものですから、そこら辺も含めて要望書は書くべきだというふうに思うわけでありまして、最後に提案者のお考えを伺いたいと思います。

議長（土門治明君） 8番、赤塚英一議員。

8番（赤塚英一君） ご意見ありがとうございます。ただ、この現状復帰に関して言えば、多くの町民が望んでいることというふうには私は理解しています。それは、どこまでをどうしろ、ここまでこれをどうしろという話ではなくて、元どおりにしてもらいたいよねという思いをここに表現しているつもりです。何も全く同じように直すという話をしていないわけでは無いのです。こういう思いがあるから、早く指導してくれよという思いをここに表現しているだけなので。それが駄目だということであればしょうがないです。私もそんなに文才があるわけではございませんから、別にいい大学出て、立派な勉強してきたわけではないので、高卒で、私は勉強してこなかったほうなので、この辺に関しては非常にじくじたる思いはありますけれども、これをいかに表現するか。町民の思い、ここに立たせてもらっている。この思いをどのように表現するかを非常に考えて、考えて、考えた末にこの表現しているだけです。全く同じように直すという無理難題を話ししているわけではなくて、これ望んでいるのだから、何とかしてよねという話でございます。それがどうしても気に食わないのだというのであれば、それはしょうがないです。私もその辺はのみ込みます。でも、その思いをぜひご理解いただいて、多くの町民、齋藤議員の周りではそのようなことをきちんと説明されて、理解されている方がたくさんいらっしゃるのも承知しています。でも、多くの町民はやっぱり元に戻ってほしいよね、どうしたら戻ってもらえるのだろうか、どうなったら鳥海山きれいになるのだろうか、その思いをどうやったら具現化できるか。それを考えた末に書いた文章でございます。その辺をぜひご理解いただければと思っていますので、よろしく願いいたします。

議長（土門治明君）　これで、5番、齋藤武議員の質疑を終わります。

3番、佐藤俊太郎議員。

3番（佐藤俊太郎君）　報告書の裁判所等の情報の収集という1項目がございます。ここで岩石採取後の緑化についての聞き取りと意見交換、この（2）です。聞き取りの要旨、当該採石事業者は、これまで杉で緑化を行ってきたというふうに明記されております。にもかかわらず、今回何もやっていない等々の文言がある。もし何もやっていないという文言を書くのであれば、何もやっていないという証明的なものが必要ではなからうかと思いますが、いかがでございますか。

議長（土門治明君）　8番、赤塚英一議員。

8番（赤塚英一君）　ここですけれども、あえてこれかぎ括弧にしています。私が個人的に発言したわけではございません。平成29年7月に緑化計画を見直すように指導した後も申請人である事業者は何にも対応していないということを述べていることをここに明記しているだけでございますので、この辺をご理解いただければと思います。私が個人的な見解のみで何もしていないと判断しているわけではございませんので、こういう、平成29年ではございますけれども、その文章をもっての話でございますので、よろしくお願いいたします。

議長（土門治明君）　3番、佐藤俊太郎議員。

3番（佐藤俊太郎君）　もし今の言葉を言うのであれば、文中に誰がその書面を見ても判別できるように記載すべきと思われます。さらには、先ほど私が申し上げました何もやっていないと言われる裏づきのもの、何か資料的なもの、例えば写真を添付する等々の工夫が必要ではなからうかと思いますが、これについてはいかがお考えでしょうか。

議長（土門治明君）　8番、赤塚英一議員。

8番（赤塚英一君）　私の主観的な話でここに記載したのであれば、写真等の裏づけたる証拠物件を添付するのは、それはやぶさかではないと思いますし、それは当然だと思います。しかし、あくまでこれはこういう発言があった旨を引用しているだけでございますので、この部分をそのような解釈されること自体が私としては非常に残念だなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。あくまで指導した後も申請人である事業者は何もしていないという話が県との話であったので、これを表現しただけでございますので、よろしくお願いいたします。

議長（土門治明君）　3番、佐藤俊太郎議員。

3番（佐藤俊太郎君）　再度申し上げます。その出典についてやはり明記をすべきと私は考えます。以上です。

議長（土門治明君）　8番、赤塚英一議員。

8番（赤塚英一君）　何かしらの出典の、書籍なりなんなりから引用したわけではなくて、あくまで言葉尻の話でございますので、大変申し訳ございませんが、こういう表現させていただきました。よろしくお願いいたします。

議長（土門治明君）　これで、3番、佐藤俊太郎議員の質疑は終了いたしました。

9番、阿部満吉議員。

9番（阿部満吉君）　先ほどから5番議員、3番議員といろいろ文中の文言について指摘されておしま

す。私も2段落目の2行目、文脈が繋がらない部分がありますので、このまま出されては少し議会としては恥ずかしい文章になるのかなというふうに思います。恐らく今何にもしゃべれない執行部側の、いつも公文書をつくっている方々も突っ込みどころ満載だと思いますので、この文章ではなくてちゃんと推敲した文章をつくり直すというお考えはないでしょうか。

議長（土門治明君） 8番、赤塚英一議員。

8番（赤塚英一君） 何度も申し上げているとおり、推敲していないわけではございません。ただ、私に私個人の資質として非常に文章能力が低いというご判断であれば、その批判は甘んじて受けまされども、推敲していないというわけではございません。さらに言えば私は委員会でも、これは委員会とはまた別に出したものですから、委員会がどうこうという話、そういうのもいかなものかと思えますけれども、委員会においてもこれで本当に終わりなのかと、何にもしないのかという話をずっとしてきました。その中で、皆さんが一切こういうものに対してアクションを何も起こさなかった、出すとも出さないとも起こさなかったものに関しては、私個人の議員としての責務の一つとして、また権利の一つとしてこれを提案させていただきました。文章が駄目だというのであればしようがないです。私の文書能力、国語能力が低かったと、さらにこれからも勉強していかなければならないというふうに思っていますけれども、これを引っ込めるつもりはございませんので、ご理解のほうよろしくお願いいたします。

議長（土門治明君） 9番、阿部満吉議員。

9番（阿部満吉君） いや、引っ込めろと言っているのではなくて、ちゃんと推敲したほうがいいのではないですかということで、これは段取りの問題だと思いますので、もし手続上、今日どうしても決めなければいけない問題であれば私は賛成しかねますので、その辺は段取りのことをもう一度お考えいただければと思います。いかがでしょうか。

議長（土門治明君） 8番、赤塚英一議員。

8番（赤塚英一君） 段取りの話でございました。段取りにしても、今までやっぱり我々何もしてこなかったという、私はじくじたる思いがあったものですから、このような形で今回出させてもらいましたけれども、文書に関して言えば国語力の問題でございまして、ご批判は甘んじて受けまされども、反対であればもうこれはしようがないというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（土門治明君） 9番、阿部満吉議員。

9番（阿部満吉君） 私は反対というよりも、願意は分かりますので、これを正式な文書というか、分かる、読まれる文章に直してほしいと申し上げているのでありまして、その段取りをもう一度お考えいただきたいと思うのです。

以上で私の質問を終わります。

議長（土門治明君） 8番、赤塚英一議員。

8番（赤塚英一君） 私がどうこう言うよりも、これは議会で決めていただければ結構だと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（土門治明君） これで、9番、阿部満吉議員の質疑を終了いたします。

ただいま指摘されました文章と誤字につきましては、後ほど議長の権限において修正させるということによろしいでしょうか。

(何事か声あり)

議長(土門治明君) もとい。今の発言は取り消します。

11番、斎藤弥志夫議員。

1 1番(斎藤弥志夫君) 今3人ほどの方からいろいろ指摘はあったわけですがけれども、私も右倣えのような話になるのでしょうかけれども、文章がちょっと変なのがあります。このままだと、例えば上から8行目、「採石場はと穴の空いたように」とかってあるのです。「と穴の」、この「と」はまず何だかということです。穴の空いたようにだったらいいけれども、「と」がついているということです。まず、このままだとすれば。

(「とが消えなかっただけ」の声あり)

1 1番(斎藤弥志夫君) 消えなかっただけ。だから、そうであればあるように、ちゃんと消してもらわないと困るわけです。このまま出すということにはならないわけなので。たかがそれだけのことで、そういうことになるわけです。ここはこれです。

それからまた、先ほど3番議員も言っていましたけれども、事業者は何の対応もしていないことにほかならないと思いますということが書いてありますけれども、何もしていないのではないのではないかという話でした。我々も庄内支庁に行って担当の方2人、主査2人ですがけれども、小委員会4人、それからあとのときは事務局長と行って対応していたのですがけれども、固有名詞は出していいか悪いか分からないけれども、秋田のあの採石事業者の方々もやってきたのです、ある程度のことは、実際問題。杉を植えたのです。ある程度植えたのです、実際問題。それで、斜面に杉を植えるというふうな作業もやっぱりやらなければならないということがあったりして、斜面にはなかなか根づかないねということだったのです。だから、一部何かなかなか確認しにくい中身ではあるのですがけれども、根づいたような杉も見受けられますけれども、どうも斜面に杉を植えた場合なかなか根づかなくて、雨が降ると簡単に流されるだとか、そんなことで根づきが悪いということではあったのです。ですから、何の対応もしていないというこの文章は、私はちょっと不適切だと思います。秋田のこの採石事業者も完璧な植栽ということはなかなか大変な話なので、それなりのことはやったのですがけれども、松を植えてあんまり根づきがよくないのだったら、我々が庄内支庁に行ったときの話だと、松でなくてもいいのだよと、実際は。根づきのいいようなそういう木があれば、それを植えてもらって結構だという話だったのです。今非常に松にこだわっている……

(「杉」の声あり)

1 1番(斎藤弥志夫君) すみません。松ではなく杉です。杉の間違いですので、これは訂正します。杉にばかりこだわっているけれども、杉でなくてもいいのだよということだったので、何か根づきのいいものであればほかのものでもいいのだと。ところが、なかなか探せない、それが。委員会のあれでも書いていましたけれども、杉は割と安いということで非常に手に入れやすい。そんなこともありまして杉でやってきたけれども、根づきが悪い。だから、これ何の対応もしていないという書き方は、私は賛成できないというか、ちょっと問題のある書き方ではないかなと思います。幾ら秋田の採石事業所さんが裁判、最高裁で負けただけの公調委で負けたのだと言ってみたら何にもしてこなかったということには私はならないと、若干ここ失礼な書き方ではないかなと思います。個人的な話で申し訳ないけれども。その辺もあります。

先ほど齋藤武議員も言っていましたけれども、原状復帰はもともとできないと。あれだけの石を取った後、もともとのような形にはできないのが当たり前の話なので、だからここもちょっと文章表現が変ではないかなと私は思います。今私も1回だけ、2回だけぱっと読んでちょっとチェックした程度のことなので、この程度のことかもしれませんけれども、ちょっと表現が変だなと思うところもあるものだから、皆さんさつきからおっしゃっていますけれども、もう一回推敲して書いたほうがいいのではないかという面も確かに見受けられますので、私も要望書を出すなら一度そういう形でまとめたほうがいいのではないかと思います。

以上です。

議長（土門治明君） 8番、赤塚英一議員。

8番（赤塚英一君） この文章をよく読んでもらえば分かると思うのですがけれども、これは3番議員の方もぜひ読んでいただきたいのですが、ここに私記載しているのは、これは公害等調整委員会に申し立てられた裁定事件の争点の一つにもなっている鳥海山の自然景観の悪化が生じ、地域の観光に危害を及ぼすと言えるかで処分庁である山形県が述べているとおり、平成29年7月に緑化計画を見直すように指導した後も申請人である事業者は何も対応していない等々を述べているわけなので、これを引用しただけでございまして、もし何もしていないというのが不適切だということであれば、これは県に対して、処分庁に対しておっしゃっていただければ私はよろしいかと思っています。あえて言えば、これ公害等調整委員会に申し立てられた内容ですので、その時点での話でございまして、今現時点でどうこうしているか、していないかの話ではなくて、平成29年の7月という話でございまして、よろしく願いいたします。

議長（土門治明君） これで、11番、斎藤弥志夫議員の質疑を終わります。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） それでは、ないようでございまして、これで質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

7番、菅原和幸議員。賛成討論ですか、反対討論ですか。

7番（菅原和幸君） 賛成です。

議長（土門治明君） ほかに討論をする議員はおりませんか。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） それでは、いないようですので、7番、菅原和幸議員、登壇願います。

7番（菅原和幸君） それでは、発議第2号 臂曲地区採石地の早期の緑化指導を求める要望書に関する賛成する立場で討論をさせていただきます。

最初に、確認をさせていただきます。今裁判のを中心にしていろいろ述べられました。私の記憶によれば、28年の9月に新たな採石の申請がありまして、それはいろいろと当時の条例に基づきまして11月頃に規制対象事業にすると、そういう判断をして対応して、裁判の翌年の2月でしたか、提訴された。そういう経過の係争事件が今結論が出ただけであって、この緑化の問題につきましてはその以前の問題であると、私はそう認識しております。

それで、そういう視点で、ちょっと私のデータの入っている範囲で確認をさせていただきますが、遊佐町では平成25年の6月の21日付で遊佐町の健全な水循環を保全するための条例、これが制定されました。それで、関連します自分のデータを見ますと、25年の7月に臂曲地区の2番351番地ですか、そこに事業の認可申請が出たようであります。当時私もある団体に所属しておりましたが、それまでは臂曲地内では岩石採取事業申請を行う場合、胴腹滝周辺の環境保全協議会並びに東部地区の環境保全対策委員会と協定を結んでそれで実施をすると、どちらかといえば行政は第三者的な位置づけであったと私は記憶しております。それで、今見ますと、これに当たっては平成25年の11月29日に遊佐町の環境基本条例に基づく遊佐町内の岩石採取等に係る環境保全に関する協定、これが甲は川越工業株式会社、代表取締役と乙が遊佐町長と協定を結んだものがございます。それを見ますと、協定書の第3条には事業申請者である甲の事業執行上の責務が記載をされております。それをちょっと読みますと、景観の保全と災害防止を図るため、最終のり面を形成しながら掘削し、速やかに緑化を行うこととあります。先ほどのいろいろなやり取り中では一部はやられているという発言もありました。情報を見ますとこのようになっております。

それで、今回の発議の趣旨にありましては、事業者に対して臂曲地区採石場の早期緑化の指導の強化を強く県に求めますと、そういう内容であります。ですから、この発議の案件はあくまでも県に対してもう少し強く指導していただきたいという要望の内容であります。そういうことからいくと、私的には県の森林保全条例の中でも良好な状態で将来の世代に承継できるよう保全を図るということは県が条例で定めておりますし、先ほど述べました甲、乙の協定の締結に対しましても当時の総合支庁長が立会人として明記されております。そういうこともあって私は、県はやっぱり指導する立場にあるのかなと。されているという表現もありましたが、全体がされておればこういう発言というか、意見は出てこないと思いますので、そういうことがあればもう少し県も指導していただける立場にあるのかなと思います。

それで、実は先週ですか、町政座談会ありました。25日の西遊佐地区において私も一人の町民として参加させていただきました。その際発言の中で、令和3年の3月に発生しました飛砂防備保安林の中での伐採、これも一部、数本植えたただけであって、それでとどまっているといたしますか、そういう状況であるというような趣旨の発言をたしか町の執行部のほうも受けたと認識しております。やはり森林法第34条第1項によれば、そういう保安林の伐採等を含めまして許可権限を持っておりますのはあくまでも県でありますので、そういうことも踏まえて例えばこの要望書を提出することは、そういう西遊佐地区の砂防林の問題等にもやっぱり大きく影響するのかなと思います。先ほど来、文章の内容についてはいろいろご指摘もあるようですが、私はこの要望書を提出することについては賛成する立場で討論をさせていただきます。

以上です。

議長（土門治明君） 以上で討論を終了いたします。

それでは、採決に入る前に、この発議案件は別紙のとおり提出しますとありますので、この発議第2号の要望書案文は後ほど訂正はできませんので、ここに確認をいたします。

それでは、採決に入ります。

発議第2号 臂曲地区採石地の早期の緑化指導を求める要望書の提出について採決に賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

議長（土門治明君） 賛成少数です。

よって、発議第2号は否決されました。

次に、日程第13、発議第3号 遊佐町沖洋上風力発電事業への情報の提示を求める要望書の提出について、事務局長をして着座にて朗読いたさせます。

土門議会事務局長。

事務局長（土門良則君） 上程議案を朗読。

議長（土門治明君） 続きまして、発議者から提案理由について説明を求めます。

8番、赤塚英一議員、登壇願います。

8番（赤塚英一君） 遊佐町沖洋上風力発電事業への情報の提示を求める要望書の提案理由を申し上げます。

遊佐町沖洋上風力発電事業も3月に開催された第4回法定協議会において、また一歩進んだのではないのでしょうか。先日開催された町政報告会でも、この洋上風力発電事業に対してのご意見が多かったと聞いております。当議会においてもこれまで議論を進めてきましたが、その議論の中でも適切な情報提供がされていない部分が多々あると思っています。これだけの大事業ではその影響は非常に広く、多岐にわたるものです。30年先、50年先といった長いスパンで考えなければならないことではありますが、また目の前の影響も当然考えなければなりません。それにはネガティブな部分、マイナスリスクの部分だけではなく、ポジティブな部分やプラスのメリットもあります。そういった部分を明確に提示していただき、この遊佐町の将来をどのようにするべきか、この地域の伝統、文化、自然、歴史をどのように守っていくかを議論し形にするためには、できるだけ多くの偏らない情報を提示していただくことが重要だと考えます。そのためにもこれらの要望書を採択していただき、次期議会においては十分な議論ができるように遊佐町沖洋上風力発電事業への情報の提示を求める要望書を提案するものです。

多くの町民の方々の判断材料にもなりますので、遊佐町議会の責務としてこの提案に対して議員各位のご理解とご支持をお願いし、提案理由とさせていただきます。

議長（土門治明君） それでは、質疑に入ります。

9番、阿部満吉議員。

9番（阿部満吉君） 思いはやはり私も同じですけれども、この文面であると今まで苦勞してくれた町長なり執行部側の説明会は何だったのか。それは、大変町に対して泥を塗るような意見書の提出だと思えますので、ぜひこれは取り下げてくださいたいと思います。いかがお考えですか。

議長（土門治明君） 8番、赤塚英一議員。

8番（赤塚英一君） ただいまのご質問でございますけれども、別に私は町及び町の担当者の方々を愚弄しているわけではございません。この文章に関しては、町の担当職員の方々からも御覧になっていただいて、もし皆さんの仕事の邪魔になるような場合であれば、修正できるものは修正しますし、修正して大丈夫なものであれば修正しますし、提出してもらおうと困るのであれば提出しませんよということで、十分担当者のほうとも話をさせていただきました。そうやって練り上げてきた文章でございますので、何も執行部を愚弄しているわけでもございませんし、軽視しているわけでもございません。そこはご理解いただきたいと思います。さらに言えば、あくまでこれに関しては我々議会に対してもいろんな形でいろんな要

望が来ています。ご質問も皆さんのところには個別に来ているかと思いますが、それに対して十分私は答えられるだけの資料がなかったのが事実でございました。当然提示されていない情報もあるでしょうし、私の勉強不足もございますので、ここは否定はしませんけれども、そういう意味ではできるだけ、いいも悪いも全ての情報を出してもらいたい。その思いでこれを提出させていただきましたので、ぜひご理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（土門治明君） これにて9番、阿部満吉議員の質疑を終了いたします。

5番、齋藤武議員。

5番（齋藤 武君） ひょっとしたら同じような話をしてしまうかもしれませんが、先ほどと別件ですので、改めてお話をさせていただきたいと思ひます。

まず最初に、お願ひなのですが、これから赤塚議員に答弁していただくわけですが、文章能力がないとか必要以上に卑下なような発言はしないでいただきたいというお願ひです。それがありませんと私たちが発言がしにくくなるというか、別に当然個人的に責めているわけではなくて、あくまでも純粹に出された文書について議論しているわけでありますので、そこら辺は必要以上に卑下していただかないようにお願ひいたします。

その上でお話でありますけれども、私もそれこそ先ほどの阿部満吉議員の表現を借りれば願ひはよく分かるということであります。ただ、先ほどの件で議長が最後言っていましたとおり、もしこれが可決されればこのとおりに出るというわけであります。今現在、今現段階では、そう考えますと、例えば受け取った人がこれを読んで、すんなりこういうことを遊佐町議会として言っているのだということが分かることはやっぱり必要だと思うのです。例えばそういうことでいいますと、恐縮ながらですが、記の後3行ほど文章ありますけれども、「情報が偏ることなく」と書いてあるわけですが、恐らく国のほうは国のほうの考えとして情報を偏ることなく出しているのだと思ひます。ですので、そこら辺の話がうまくかみ合わない可能性が十分あるのではないかと。もし赤塚議員が情報が偏るといふふうにお考えであれば、より具体的にこういうところの情報は私たちに届いていないから出してくださいというふうなことは、ぜひ書き込むべきだと思います。

それから、もう一つ、壇上での説明でメリットの提示が情報として少ないという話がありました。本文の6行目ですが、不安要素だけ判断材料となるというふうにあります。ということは、そこからもメリットの情報が無いということが、赤塚議員として求めると言っているということが推測できるわけがありますけれども、そもそも国、県は洋上風力発電を推進している立場ですので、もしメリットがあるとなれば、それは当然情報は出しているはずなのです。これは私の考えですが、赤塚議員からしてメリット情報が出されていないというふうにもしお考えであるとすれば、それはそもそもそれ以上の情報が出せるものがないということが十分考えられるのです。ですので、やっぱりそこら辺も加味した上での文章を整えるという必要はあるかなというふうに思ひます。臂曲の採石以上に町の外の人が、数多くの方がこの洋上風力発電に関わるわけですので、やはりそれ以上にその文章の書き方というのは相当気を遣わないと、いろいろそれこそ文字どおり誤解を招くということもあるわけですので、やはり先ほどの洋上風力の報告書のところへ書きました。6月改選後の議会の適切な対応を求めるといふことでもあります。その中で、の要望書という話を先ほどされました。それは分かるのですが、だとすればやはり文書を練って、

推敲して出すと。我々どうなるか分かりませんが、再来月ですか、7月に新しい議会が発足するわけですので、その段階でもう一度練っても、それはそれでいいのではないかと思いますので、そこら辺も含めてどうお考えなのかをお聞かせいただきたいと思います。

議長（土門治明君） 8番、赤塚英一議員。

8番（赤塚英一君） ご意見ありがとうございます。まず初めに、文章能力について卑下するなということがございました。ただいまのお話の一番後段の部分でもっと推敲するべきだと、もっと推敲すればもっといいものができるのではないかという話ございました。というふうに私は理解しました。私は、自信を持って推敲してこの文書を出したつもりでございます。でも、そのようなやはり推敲していないふうに取りられても仕方がないような発言されるのであれば、それは私の能力の不足だよねという思いはございますので、率直に意見を述べさせてもらっただけでございますので、ぜひその辺はご理解いただければというふうに思っております。

あと、情報の件でございます。いろんなことをおっしゃる方、たくさんいらっしゃいます。当然低周波であったり、景観の部分であったり、そういうマイナスの部分おっしゃる方もいらっしゃいますけれども、当然プラスとして例えば酒田、遊佐、飽海の経済をこれを機会にしてよくなるといいよね。でも、どのくらいよくなるのか分からないけれども、その辺分からないよねという方もまだまだいらっしゃいます。これは一例ですけれども、まだまだ情報というのはいろんな形であるかと思えます。先日フィデアホールディングス主催の勉強会、私も出席させていただきました。経済の部分からお話聞いてきました。非常にそれはそれで今まで聞いたことない話だなという話を、と思いながら聞いてきました。そういう形でいろんなものは前から見るだけではない。後ろから見る場合もあれば右から見る場合、左から見る場合、上から見る場合、下から見る場合、いろんな方向から見るができると思います。そういう意味では判断基準はそれなりに違うと思います。だからこそ、記の一番最後に言っているとおり、全ての情報を提示してくださいねという話をしています。この情報は隠しておくよね、この情報だけは出すよねみたいな形ではなくて、全ての情報を出してください。いいも悪いも全てをまないたの上で上げて皆さんで議論、検討しましょうねという思いでこれを書いたわけでございます。何も私個人がメリットの情報が少ないよという思いで書いているわけではございません。それだけで書いているわけではございません。当然マイナスのデメリットの部分だってたくさんあるかと思えます。まだまだ表に出てきていない部分いっぱいあるかと思えます。そういうのも含めて全て出してもらって、何が一番大切で、何が重要なのか、何をすべきなのか。将来に向けて何を選択し、何を選択しないでおくべきか。これを考えるためには全ての情報を出してくださいねという思いでこれをつくったわけです。その辺をぜひご理解いただいてご賛同いただければと思っておりますけれども、これまでのご発言からなかなかご理解いただけない文章になってしまったのかなという部分で反省はしなくてはならないかと思えますけれども、そういう思いがございましたので、全ての情報を出してもらいたい。それを国及び県にお願いしたいという思いでこの文章を書きました。よろしくお願いたします。

議長（土門治明君） 5番、齋藤武議員。

5番（齋藤 武君） 長引かせるつもりはないのですけれども、もう一つだけ発言させてください。推敲に関してなのですけれども、例えばいわゆる小説文を書く、物語を、フィクションを書くということであ

れば、その中身は書いた人の頭の中にしかありませんので、それを推敲するというのはむしろ難しいのでしようけれども、今回扱っているのはそういう文章ではなくて、やはり誰が読んでも分かる議会としての公の文書なわけです。そう考えたときに、やはり自分自身の例えば議会だよりの編集の経験からしても、自分としてはよかれと思って文書をお示しをしても、やっぱり別な人の目から見ると、これはこうしたほうがいいよという話は絶対出てくるわけなのです。だからこそ何人かで、6名で広報委員会があるわけですよ。先ほど4件の報告書の報告、読み上げありました。赤塚議員十分ご存じのとおり、ひょっとしたらあそこまで必要ないのではないかなというぐらいの会議の回数をそれぞれの委員会やっています。もう言うまでもないですけども、単純に真っすぐに進んだわけではなくて、行きつ戻りつ、右行って左行ってということをして、何とかぎりぎり全会一致になったわけではないですか。しかも、なぜ全会一致にしたかという、私はやっぱり町民にとって、あるいは議会にとって大事な案件だからこそ、やっぱり知恵を寄せ合って全会一致にしようということだったと思うのです。今回、先ほどの臂曲の件もそうですけれども、今回の洋上風力発電に関する件もやっぱり非常に我々としても大事だし、町民としても関心が高い。そう考えると、いろんな意見がありつつも、やっぱり知恵を寄せ合って、あるいは折り合いをつけて全会一致すべきではないかと私は思うのです。無理無理賛否ぎりぎりのところで攻めるということではなくて。と考えれば、やはり内容面についてはもう一度みんなで見直す機会が必要だというふうに思うわけですけども、改めてそこは必要なくて、やはりこれで賛否を問うということで行くのか、そこを最後にお聞きします。

議長（土門治明君） 8番、赤塚英一議員。

8番（赤塚英一君） 文章能力の話なのかどうなのか、ちょっと判断しかねる部分でございますけれども、あくまで委員会は委員会として行っている部分でございます。これはあくまで私、一議員として提案権を行使しているだけでございますので、先ほども言ったとおり、別に委員会の報告を否定しているわけでも何でもございません。あくまでこれは議会として、もう間もなく任期が終了します。それに伴いまして、何もしなかったというわけではない。我々だって一生懸命やっているのだよという一つの表現として、した部分もございます。それは全てではございませんけれども、そういう部分もございます。それ以上に洋上風力発電、今お話あったとおり非常に大きい話題でございます。大きい話題だからこそ、とにかく情報は下手に錯綜するよりも、きちんとした形で全てを提示してもらえれば、いろんな形で判断できるし、いろんな議論ができるだろうという思いでこれを書いたわけです。議員個々にはいろんな形で権限がございまして、その一つとして、議案の提案権としてこういう意見書なり出す権限もございまして。ぜひ皆さんからもいろんな形でこういうご意見を出していただいて、私だったらこういう文章でこういう意見書出すのだよ、こういう要望書出すのだよしてもらったほうがよっぽど建設的かと思います。これを否定するような話で、みんなでやればいいのかというような話では私は決してないと思っていますので、ぜひご理解いただきたいと思っております。あくまでいろんな形で我々、町民から負託を受けています。その一つとして情報がとにかくこれに対して何が正しくて何が間違っているのか、どうすればいいのか、30年後、50年後、あのとき頑張ってもらってよかったねと言われてもらえるにはどうしたらいいのか、それをひたすら考えての文章でございまして、よろしくお願いたします。

議長（土門治明君） これにて5番、齋藤武議員の質疑を終了いたします。

11番、斎藤弥志夫議員。

11番（斎藤弥志夫君） この文章で、私たちも岩石の委員会でいろいろ地下水だとか、そういう話もま
ず聞いたりしてきました。去年の12月に湧水フォーラム in 遊佐というのがあって、そこにも専門家が何
人かいらっしやいまして、大学教授だとかいらっしやいまして、地下水についての話も我々もある程度聞
いたりしてはいたわけです。今のこの要望書の文章で海底湧水への影響についての例えば情報が示されて
いないというふうなことも書いてあるみたいですが、専門家の皆さんの話をちょっと私なりにまと
めたところだと、海底湧水について多分分からないのです。これ専門家も分からないというのが私は現
状の正確なところではないかと思えます。山の地下水が平野部の地下水の涵養域になっているであろうと
いうふうな説明をされております。海底湧水となりますと、山の地下水と平野の地下水の関係がよく分
からない中においても、また一段と平野部の地下水と海底湧水の地下水の関係というふうなことになってく
るわけなので、ますます分からないということが現状だと思えます。現実的に海底の湧水を調べるために
ボーリング調査をやったという話は、私もまず聞いたことがないのです。多分どこでもやったことがない
のではないかと個人的に思うのですけれども、なかなかこれ調査が大変なのです。だもんだから、このよ
うなことを書いて、何とか省、何とか省という形で、衆議院議長とか、こうやって出しても、恐らく答え
ようがないのではないかと思えます、多分この辺については。ですから、分かることはあるけれども、分
からないこともあるのだと。それでも事業というのは進めたほうがよいのではないかという、そういう判
断もあるわけなので。昨今話をしますと、電気代がまた大分上がったりしているのです。何で上がるの
かと、これ短絡的な考えなのですけれども、電気の量が不足しているのではないかと、こういう考えにま
ずなるのです。こういう状況において、だからといって、では原発安く電気つくれるから、次々やれば間
に合うのではないかという話にもなるかもしれませんが、危なくてなかなかこれそっくりそのまま
やることもできないという事情もあるわけなので、そうなるやっぱりクリーンエネルギーだったら電気
をつくる際は大丈夫だろうと、こういうふうなことになるわけです。一般的にクリーンエネルギーとい
いますと太陽光発電、それから風力というふうなことになってくるわけなので、風力の場合は陸上の風力と
海上の風力というふうなことになりますけれども、将来の電力不足にやっぱり対応するためにも電気の安
定供給は必要だと、私はこのように考えております。できるだけクリーンエネルギーでそれを達成すべ
きであると。そういうことからいけば、洋上風力発電は私は非常に効果的な対応であると、このように考
えております。ですから、今協議会も先に進んでいるわけですが、そのような中で、町長も参加して
いるわけですが、ぜひ私はこの事業をまとめていただきたいと、このように考えている一人であり
ます。

また、情報、情報とおっしゃいますけれども、情報はかなりの部分、私は町民と住民の皆さんに既に示
されていると思えます。分かるところはもう既に示されているだろうと私は考えます。だからといって全
部が分かっているのかというと、そういうわけでもないという面もあることも確かでしょうけれども、で
すから不足と思える情報の部分、そこはこういうふうな要望書というものを出さなくても、かなりそれな
りに調べたり、個別に聞いたりすれば得ることができると思うのですが、その辺については赤塚議員、ど
のようにお考えでしょうか。

議長（土門治明君） 8番、赤塚英一議員。

8 番（赤塚英一君） お答えいたします。

まず、海底湧水の話でございます。何も海底湧水がどうなっているか調べろという話ではございません。あくまで海底湧水に影響があると言われていた情報もあります。そういうのも含めて不安要素だけが先に出ているようでは駄目ですよ。分からないのだったら分からないでいいのです。分からないなら分からないということちゃんと情報を提示してくればいいわけです。こうであろう、こうだといいいねというのもそれも一つの情報です。そういう形でいろんな情報を包み隠さずできるだけ教えてくださいよねという趣旨でございます。別に海底湧水だけに限ったわけではございませんし、賛成だから、反対だからという話ではなく、賛成でもやっぱり不安はあるよねと、反対でもプラスの要素だって考えられるよねという、いろんな形があるかと思えます。判断する材料として、とにかくいろいろ下さい。分からないのだったら分からないでいいですよ。こうだから、例えば湧水であれば調査してもなかなかはっきりとしたこと分からないので、多分こうだと思います程度しか言えませんよであれば、それはそれでいいのです。そういうのも含めてできるだけ全ての情報を出してくださいねというお願いでございます。別にもろ手を挙げて、白紙委任状で賛成しているわけでもございませんし、何が何でも駄目だと言っているわけでもございません。それを判断するための材料を下さいねというだけの話でございますので、ぜひご理解のほういただきたいと思えます。

議長（土門治明君） 11番、斎藤弥志夫議員。

11番（斎藤弥志夫君） この前町政座談会、西遊佐のまちづくりセンターでありました。私もある程度地元なものですから行ったのですけれども、その場の話なんか、皆さんの話聞いても、洋上風力発電が大変だとか不安だとか、とんでもないことになるのではないかみたいな話はなかったのです、そういう話をする人は。私にはなかったと思えました。前は、去年あたりでしたか、随分そういう不安な話をする人が多かったと思えます。ですが、今年はそういう話はほとんどなくて、あまり話題にもならないような状況だったかと私個人的には思っているのですけれども、それでも情報不足というか、そういうことで不安に思う人もいるのでしょうかけれども、だからあとこういう要望書という形を取らなくても、かなり私調べることはできると思うので、その辺の対応でかなり十分ではないかなと個人的に思っているものですから、また分からないことは分からないので、これ専門家でも分からないことは分からないのです、実際。特に地下水なんて見えないものなのだから分からない、専門家がはっきりそういうふうにおっしゃっていますので、私が勝手に想像で言っているのではなくて、そういう実情になっています。だから、分かる部分もかなりあるのです。そういうことが交ざっているのだから、あとはそれを聞く人がどういうことを分かろうとしているのか、どこが分からないからどうなろうとしているのか。そこは聞く人の判断というか、器量の問題も私絡んでくるのではないかなと思えます。そういう意味においてちょっと突出したような表現もあるのかなと、この要望書の文章からそのように思いましたので、もう少し煮詰めてもよいではないかというところが私の意見というか、考え方であります。

以上です。

議長（土門治明君） 答弁ありますか。

8番、赤塚英一議員。

8番（赤塚英一君） 忘れられるかなと思ったので、どきどきしましたけれども、ぜひよろしくお願

いたします。

情報というのはやっぱりいろんなところからいろんな形で出てきますので、ある程度やっぱり一本化しないと情報が錯綜する場合もたくさんございます。そういうところからすれば、きちんとした形で県、国としての判断、また情報をどのようにするかということをごきちん明記しているだけでございますので、何もどこかの大学の先生に説明してくれという話をしていただいているわけではございません。あくまで国であり、県にこれをお願いしている部分でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひますし、先ほどの意見書もそうでしたけれども、これまでなかなかこういう意見書って出てこなかったかなと私思ひています。最後だからこそこの議会として、けじめとして私が出さなければならぬという思ひが非常に強くありましたので、これを出させてもらいましたので、ぜひこれをご理解いただひて、お願ひしたいと思ひます。

また、文章の推敲等に関しては、私ではなかなかこれ以上分からない部分たくさんございますので、ぜひこの辺は、教育長、この間まで学校の先生していただきましたので、ぜひご指導いただければと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。終わります。

議長（土門治明君） これにて11番、斎藤弥志夫議員の質疑を終わります。

ほかにございませぬか。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは次に、討論に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、討論を終了いたします。

それでは、採決に入りますが、採決した後に、また先ほどと同じように、文章を訂正することはできないので、その辺を考へて採決に臨んでください。

それでは、発議第3号 遊佐町沖洋上風力発電事業への情報の提示を求める要望書の提出について賛成の方は挙手願ひます。

（賛成者挙手）

議長（土門治明君） 挙手少数です。

よって、発議第3号は否決されました。

以上をもって本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

これをもって第566回遊佐町議会5月定例会を閉会いたします。

（午後6時40分）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名します。

令和5年5月31日

遊佐町議会議長 土 門 治 明

遊佐町議会議員 佐 藤 光 保

遊佐町議会議員 齋 藤 武